

第1 18 外部監査公表第1号(平成18年4月10日付 福岡市公報第5346号(別冊)公表)
分

1-1 経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について

	鑑査の結果	措置の状況
指 1	<p>2.2.2 近代化・高度化の推進事業（振興課・経営支援課）</p> <p>3) 補助金の交付要綱の未作成</p> <p>平成16年度は補助金の交付要綱が作成されていなかった。但し、平成16年度福岡市補助金等審査委員会の指摘により平成17年度は改善されている。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>平成16年度中に「福岡地区中小企業団体連合会事業補助金交付要綱」を作成し、平成17年度より同要綱に基づき、補助金の交付を行っている。</p> <p>（振興課・経営支援課）</p>
意 1	<p>4) 高度化促進補助金の予算と実績の比較による効果測定について</p> <p>補助金交付団体が行った事業について、予算策定時に意図したとおり実行されたかどうか検討されていない。事業に関わる活動指標を明確にして、補助の有効性を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>福岡地区中小企業団体連合会が実施する事業に関わる活動指標については、平成18年度と同連合会に係る補助金交付申請書において、当該年度中において実施する事業の予定回数や参加予定者数を記載している。</p> <p>これにより、年度末に同連合会から提出される事業実施報告書において記載される実施回数や実際の参加者を当初の予定どおり実行できたかを比較検討するとともに、活動指標が明確になることから、補助の有効性を検討していくこととした。</p> <p>（振興課・経営支援課）</p>
指 2	<p>2.2.3 経営基盤の強化（経営支援課）</p> <p>3)① 補助金について、平成16年度は交付要綱が作成されていなかった。但し、平成16年度福岡市補助金等審査委員会の提言により平成17年度は改善されている。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>平成16年度中に受注促進補助金（機械金属工業振興事業）交付要綱、小規模事業指導事業補助金交付要綱を作成し、平成17年度より同要綱に基づき、補助金の交付を行っている。</p> <p>（経営支援課）</p>
指	<p>② 委託料の決裁伺いの決裁日記載漏</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p>

3	<p>れ</p> <p>委託料については決裁伺いに決裁日の記載が漏れていた。</p>	<p>決裁日の記載漏れについては福岡市文書規程に基づいて記載するように所属職員に対し確認を行い、周知徹底を図った。</p> <p>(経営支援課)</p>
意 2	<p>4)① 受注促進補助金の資金使途について</p> <p>補助金交付先団体の支出の中に自主財源により実施されるべき支出項目(プロ野球観戦費用)が含まれていた。</p> <p>なお、平成17年度は交付要綱が作成され、改善されている。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>平成16年度に補助金の使途を明示した交付要綱を作成し、福岡市機械金属工業会に対し、会計処理について、自主財源により実施されるべき事業の支出を補助事業から明確に区分するよう平成17年度から指導を行った。</p> <p>(経営支援課)</p>
意 3	<p>② 長期にわたり定額化している小規模事業指導費補助金</p> <p>交付要綱がないまま、長期にわたり定額補助が継続していた。活動指標及び成果指標を明確に定義して補助額を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済 (H20.6.30通知)】</p> <p>当該補助金については、地場小規模企業の経営基盤の充実を目的として交付しているものであり、数値指標として企業の経常利益率や流動比率などが考えられるが、これらの指標は景気動向など当該補助事業以外の要因によって変動する要素が大きく、これらを成果指標として補助額の算定の基礎とすることは不適切と考える。</p> <p>活動指標については、経営相談件数などの報告による管理を行っている。</p> <p>平成17年度に補助対象経費等の見直しを行うとともに、交付要綱を策定し、平成18年度からは交付額を一部減額している。</p>
意 4	<p>③ 福岡市商工金融資金制度に係る返済相談業務委託の特命随意契約</p> <p>委託業務の性格上、専門性が高く、トラブルを避けるため経験豊かな高</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>本業務委託の契約については、高齢者の雇用を確保するという政策的な観点や業務の円滑な履行などを理由に、地方自</p>

	<p>齢者が望ましいとのことを理由としているが、それだけでは特命随意契約とできることの要件を満たしていない。専門性の高い派遣業者等を探し、特命でなく相見積りによる随意契約とするべきである。</p>	<p>治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により社団法人福岡市シルバー人材センターに特命随意契約で委託しているものである。</p> <p>一方、同施行令の改正（同条同項第3号）により、平成17年4月から、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける場合等、一定の政策目的を達成するため必要な場合に、随意契約によることができることとなった。</p> <p>本業務委託契約の相手方については、業務の内容に鑑み、今後とも高齢者の雇用を確保するという政策的な観点や業務の円滑な履行などを考慮して選定していく予定である。</p> <p>このため、今後は改正された同施行令の規定（同条同項第3号）に基づきシルバー人材センターとの随意契約とするが、同センターは福岡市内に一つしかないため、結果として現行と同様の特命随意契約によることになる。</p> <p style="text-align: right;">（経営支援課）</p>
指 4	<p>2.2.4 中小商業対策の推進（振興課）</p> <p>3)① 協同組合連合会福岡流通センターについて、補助金交付要綱が未作成であった。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>協同組合連合会福岡流通センター補助金交付要綱の未作成については、すでに平成17年度にこの補助事業を廃止しているが、今後、同様のことが再発しないよう、要綱の作成について周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">（振興課）</p>
意 5	<p>4)① 共同事業促進補助金による福岡市OBの人件費負担</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>本市から派遣したOBの人件費について</p>

	<p>平成4年度から平成16年度に交付された補助金は、福岡市から常務理事として派遣された0B1名の人件費見合いとなっていた。(平成17年度にはこの事業は廃止)。報酬は福岡市の嘱託員制度の規定に基づいているが、団体役職の給与を福岡市の基準をもとに算定することに合理性はなく福岡市が負担する必然性がない。なお、平成17年度にはこの事業は廃止されている。</p>	<p>ては、当時、本市が地元とのパイプ役を必要としたために本市の基準で費用を負担していたもので、人件費の負担は適正であったと考える。</p> <p>(振興課)</p>
意 6	<p>② 流通グローバル戦略調査業務委託の成果物の公表について</p> <p>成果物の流通グローバル戦略調査報告書は主に庁内利用されているが、広く福岡市民も利用できるような成果物の公開を検討すべきである。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>成果物については、情報プラザ、総合図書館及び分館、議会図書室、(財)福岡アジア都市研究所の都市政策資料室等に成果物を設置し公開した。</p> <p>(振興課)</p>
指 5	<p>2.2.5 伝統産業の振興 (振興課)</p> <p>3)① 伝統産業振興補助金の予算査定と報告書等の書類の審査について</p> <p>当初予算決定時の資料に支出の内訳がなく、補助金の具体的な使途金額を把握していなかった。厳密な予算査定を行う必要がある。</p> <p>補助金の交付確定の際にも、補助金の具体的な使途は詳細には把握されていなかった。適切な審査及び調査を行う必要があると考える。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>博多人形新製品開発展及び青年部活動助成の補助金申請時の予算の査定については、更に詳細な金額での予算書の提出を求めるとともに、提出前からヒアリングや指導を行うこととした。</p> <p>また、補助金確定に際しても、写真の提出など活動が詳細にわかるような報告の提出を求め、審査することとした。</p> <p>(振興課)</p>
意 7	<p>2.2.5 伝統産業の振興 (振興課)</p> <p>4)① 伝統産業振興負担金 (博多の観光と</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>負担金については、適切な確認を行い、福岡市負担分(3,654,079円)の繰越金を返還したうえ、予算の減額を行った。</p>

	<p>物産展) について</p> <p>負担金交付団体において剰余金が発生しているが、福岡市には返還されていない。数年にわたり剰余金が発生するのであれば、負担金の算定方法に問題があるともいえる。また、物産展が県産品の販路拡大を目的とするのであれば、大消費地主体に行うべきと考えられるが、地方小都市で行われている。効果の測定及び評価を十分に実施し、今後の事業取り組みを再検討すべきである。</p>	<p>事業の効果の測定及び評価については、販売額やその後の取引状況等を的確に把握・分析し、国内外での新たな物産展の開催など多様な事業を展開していく。</p> <p>(振興課)</p>
<p>意 8</p>	<p>② 伝統工芸品宣伝実行委員会への負担金</p> <p>同委員会の実際の活動は、博多人形と博多織との共同のPRではなく、それぞれのPRを行っている。</p> <p>博多人形と博多織の組合が参画した委員会形式をとるならば協力してPR事業を行うというのがあるべき姿であると思われる。そうでないのであれば、委員会形式をとる必要がなく、それぞれの組合に必要額を補助すれば足りると思われる。本委員会と物産振興協会との統合も検討の余地があるものと思われる</p>	<p>【その他 (H20.7.3通知)】</p> <p>福岡市を代表する国指定の伝統的工芸品である博多織・博多人形においては、共同PRとして、山笠人形用の生地共同制作や、国指定の伝統的工芸品である県内7品で東京合同展を開催している。また、市内の展示場においては共同出品により常設展示を行うなど、博多織・博多人形は一体となって共同でPRを行うことで、一層効果的な実施となっている。平成18年度は台湾、平成19年度は中国(杭州、広州)において合同で展示会を実施し、「博多」のブランドイメージの定着に相乗効果をもたらした。今後も共同PRについては積極的に推進するため、本実行委員会が必要と考える。</p> <p>なお、本実行委員会と福岡市物産振興協会の統合については、販路拡大という点で目的を同じくするが、①構成団体が違うこと②収入・支出のシステムが違うこと、について調整が困難であり、関係者との協議の結果、統合はできないと判断した。</p>

		<p>しかしながら、効率的かつ効果的な事業推進を図るため、構成団体が同じであり、博多織・博多人形のPR、販路拡大という点で目的を同じくする「東京新作展開催実行委員会」と本委員会を平成20年度より統合することとした。</p> <p>(振興課)</p>
意 9	<p>③ 伝統産業振興負担金（東京新作展事業）の算定方法及び委員会形式の必要性についての疑問</p> <p>予算と決算を比較すると支出が予算と乖離しているが、旅費 1,369 千円を誤って事務費に計上しているためである。なお、剰余金は過年度繰越分を含めると 326 万円になっているが、福岡市には返還されていない。負担金は毎期の事業経費の必要額であり、剰余金は返還されるべきものである。数年にわたり剰余金が発生するのであれば、負担金の算定方法に問題があるともいえる。</p>	<p>【措置済（H19.10.10 通知）】</p> <p>東京新作展事業負担金については、適正な算定を行い、平成18年度は剰余金を考慮した予算措置をおこなった。</p> <p>(振興課)</p>
意 10	<p>現状から判断すれば、それぞれの組合に必要額を補助すれば足り、委員会形式をとる必要性があるのか疑問である。</p>	<p>【その他（H20.7.3 通知）】</p> <p>博多織・博多人形の東京新作展については同じ会場での連続した期間での開催を継続して実施しており一体のものとして認識されている。また、広報についても博多織展・博多人形展は一体としてポスター、新聞広告、DM等を合同で作成し効果を上げている。</p> <p>また、全国でも数少ない内閣総理大臣賞の授与をはじめとする各省庁の大臣賞等の授与も本市が本委員会に参画することにより本市の博多織・博多人形に対する強い支援を認められているものと考えられ、また、それにより、出展者の強い</p>

		<p>創作意欲にもつながっている。</p> <p>よって、本実行委員会をもつての開催が効果的と考えるため、今後とも、博多織・博多人形の両組合と福岡市共同で実施する実行委員会形式で実施することとしている。（振興課）</p>
意 11	<p>④ 伝統産業振興補助金（博多織後継者育成資金）の効果測定</p> <p>補助金は、平成14年度から交付されているが、補助対象者が後継者として育っているのか否かについてフォローがなされていなかった。補助金の効果測定のために継続的な観察が必要である。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>博多織後継者育成資金は平成17年度で廃止し、平成18年度から新たに設置された博多織技能開発養成学校を支援している。</p> <p>育成資金は、組合企業の技能者を育成するための助成金であったが、当該学校は一般から公募し、後継者を育成するものであり、卒業後の組合企業への受け入れや開業支援を目的としている。平成19年度末に第一期生が卒業する予定であり、卒業後の進路については、随時把握していく。</p> <p>（振興課）</p>
意 12	<p>⑤ 伝統産業の振興事業に対する全体的意見</p> <p>伝統産業振興補助金、負担金等の小規模の施策に、2名の職員が専属で従事している。予算金額は小さいのに、小口の補助金、負担金等を、それぞれ別個の委員会を立ち上げて拠出しているため、複雑で、かつ事務負担も大きなものとなっている。いずれの施策も、博多織と博多人形のそれぞれの組合が主体的に行うべきものであり、委員会を必要としないシンプルな形式で、効率的かつ効果的なものとする必要がある。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>博多織・博多人形の両組合の取り組みを支援するために必要に応じて、市が参画して実行委員会形式をとることは、事業の効果を高めると考えるため、今後とも、博多織・博多人形の両組合と福岡市共同で継続して実行委員会形式で実施することとしている。</p> <p>なお、効率的かつ効果的な事業推進のため、構成団体が同じであり、博多織・博多人形のPR、販路拡大という点で目的を同じくする「東京新作展開催実行委員会」と伝統工芸品宣伝実行委員会を平成20年度より統合することとした。</p> <p>（振興課）</p>

<p>意 13</p>	<p>3.4.3 貸付金の保証実行段階での審査強化について</p> <p>平成16年度に福岡市が損失補償を行った信用保証協会の代位弁済実行案件646件（破綻額2,560百万円）のうち、保証日から代位弁済日までの期間が1年以内のものが72件あった。このうち金額の大きな25件（同475百万円）について調査したところ3か月以内に破綻ないし事業継続ができなくなった貸出が15件あった預託者としての福岡市は信用保証協会等における審査の妥当性に注意を払う必要がある。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>本融資制度は、経営基盤が脆弱で、信用力、担保力が不足し資金調達が困難な中小企業者に対し、福岡県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証制度を活用して事業資金を融資する制度であり、協会が「公的な保証人」となって、金融機関が融資を行うものである。</p> <p>その運用は、福岡市、協会及び金融機関の三者が緊密な連携のもと、それぞれが役割を分担しており、保証審査については専門のスタッフを有する協会が行っている。</p> <p>協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的な法人であり、「中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについて、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とし、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする」機関である。</p> <p>公共機関である協会の保証審査は、公正・公明・平等なものでなければならない。協会に対する金融庁、会計検査院の検査において、特段の問題はない旨講評を受けており、本融資制度においても、借り換えを含め、適正な保証審査がなされていると認識している。</p> <p>また、その審査内容の妥当性については、協会は常に他者の介入を受けずに、客観的な立場で中立・公平に審査を行う必要がある、市がその審査内容に個別に介入することは適当でない。</p> <p>このため、本市が保証実行段階での審</p>

		<p>査強化を図ることは適当でなく、現行の処理が妥当であり、措置を行わないこととした。</p> <p>なお、関係機関に対しては、従来から本融資制度の取り扱いについて、適正かつ迅速な事務処理を要請しており、今後とも引き続き要請していく。</p> <p>(経営支援課)</p>
意 14	<p>4.2.1 生活関連産業の振興及び雇用創出の推進（課長（生活関連産業・雇用創出担当））</p> <p>3)① コミュニティビジネス起業セミナー及びコミュニティビジネスアイデアコンテスト開催業務委託について</p> <p>本件は新しい特殊性が高い業務ということで特命随意契約先の下見積書に基づいて設計金額が算定されているが、委託内容には類似の事業も多々あり、妥当な設計金額を算定するには他社からも見積書入手し価格を比較することが必要であったと考える。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>設計金額の算定については、今後は必要に応じて複数社からの見積書入手するなど、より適正な設計価格の算定に努めることとした。</p> <p>なお、当該セミナー開催以降、NPOふくおか以外にも、厚生労働省の委託事業を受託するなど、コミュニティビジネスを支援する団体（中間支援組織）が新たに現れたことから、見積あわせによる随意契約を行っている。</p> <p>(課長（生活・雇用）)</p>
意 15	<p>② 調査報告書の存在をホームページなどで広く一般に情報開示することが望ましい。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>調査報告書の情報開示については、当課で開設しているホームページ『福岡市しごと情報』に調査報告書のデータを掲載して、広く情報を公開している。</p> <p>(課長（生活・雇用）)</p>
意 16	<p>4.2.2 研究開発型産業の振興（産業創出課）</p> <p>3)① 産学研究発掘事業負担金の助成効果の確認について</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>助成事業の実績報告書については、委員会へ提出を求め入手し、助成の効果の確認を行った。</p> <p>(新産業（学・産）)</p>

	<p>福岡市は委員会の総括された事業報告を受領するのみで実績報告書は入手していない。助成先の実績報告書等を入手し、助成の効果を確認することが必要である。</p>	
意 17	<p>② 産学研究開発助成金の審査費用の経済性について</p> <p>助成金の額 600 万円に対して、審査費に 979 千円要している。金額の小さな事業このような経費をかけることは経済性、効率性の観点から疑問であり、より経済性を重視して運用に努めるべきと考える。なお、当該事業は、平成 17 年度に廃止されている。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>今後同様の事業を行う場合は、審査にかかる経費の低減を検討することとした。</p> <p>（新産業（学・産））</p>
意 18	<p>4.2.3 音楽・デジタルコンテンツ関連産業の振興</p> <p>3)① ミュージックシティ天神負担金について</p> <p>本負担金の確定手続きが行われていない。このようなイベントなどへの負担金については、制度の開始当初に負担予定期間及び効果の測定方法を定め最終的には民間に移行することを前提に実施すべきである。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>負担金の確定手続きは実行委員会の承認後に適正に行っている。</p> <p>本イベントは、本市の音楽産業振興の取り組みを広くアピールするための戦略的イベントと位置づけて市も参画している。</p> <p>また、行政が負担金を支出し、実行委員会に名を連ねることで、事業の公益性が担保されるとともに、通常は利害の一致しない関係者の協働が実現している。</p> <p>以上の趣旨から、民間移行は困難である。</p> <p>なお、事業の効果については、平成17年度よりアンケート調査を実施し、経済波及効果を試算するなど、その測定を行っている。</p> <p>（産業拠点推進課）</p>

<p>意 19</p>	<p>② 委託業務の保証人免除について</p> <p>委託に関しては、「過去2年間福岡市と契約を締結し、すべて誠実に履行し、契約不履行となるおそれがない先」として福岡市契約事務規則第25条第3号の規定に基づき保証金は免除されており、また、「契約の性質若しくは目的により保証人を立てさせることが困難であると認めるとき、または市長がその必要がないと認めるとき」として福岡市契約事務規則第27条第3号の規定に基づき保証人は免除されている。</p> <p>しかし、保証金、保証人を免除する場合は、委託先の事業継続性についても検討する必要があると思われるが、福岡市契約事務規則上明記されていない。担当課の見解では、福岡市の業者として登録されていればその必要性はないとのことである。契約課に確認したところ、貸借対照表及び損益計算書などの決算資料等を入手しての継続企業としての能力分析は行われていない。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>本市においては、地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、2年に1回期日を定めて、競争入札参加者としての資格審査を行った上で、当該資格を有する者について認定を行い、競争入札有資格者名簿に登載しているところである。</p> <p>申請にあたっては、委託及び物品を希望する者については、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書など）を直近2カ年分求め、また工事を希望する場合は、経営規模や経営状況等を審査した経営事項審査通知等の提出を求め、その内容について書類審査をした上で登録を行っており、契約の相手方として不適当なものは排除するとともに、初回登録の2年間は指名しないこととしている。</p> <p>また、工事請負契約や設計等委託契約においては契約保証金を徴している。保証人の免除については、事業の内容が、履行上の経験や知識を特に有し、契約の相手方以外には当該事業を履行する者がいない場合などにおいて、福岡市契約事務規則第27条第3号の規定により行うものである。</p> <p>（産業拠点推進課）</p>
<p>意 20</p>	<p>4.2.4 情報関連産業の振興（新産業振興室）</p> <p>3)① 外郭団体に対する補助金の交付要綱の必要性について</p> <p>外郭団体は補助金審査委員会の対象外であり、交付要綱は必要ないと</p>	<p>【措置済（H20.6.30通知）】</p> <p>平成19年度中に補助金交付要綱を作成した。</p> <p>（科学技術振興課）</p>

	<p>している。外郭団体への補助金も支出の根拠，補助金額算定の方法等を交付要綱により明確化すべきと考える。</p>	
意 21	<p>② (財)九州システム情報技術研究所 運営費補助金について</p> <p>福岡市の派遣職員は，福岡市職員の定員外であることから，補助金の名を借りた隠れた人件費となっている。補助金以外の研究所の収入源も少なく，多額の補助金に頼らざるを得ない状況である。福岡市の主導において研究所を維持する必要性を合理性，経済性，効率性の観点から十分検討する必要があるものと考え。</p>	<p>【その他 (H20.7.3通知)】</p> <p>「福岡市の主導において研究所を維持する必要性を合理性，経済性，効率性の観点から十分検討する必要がある」という点については，経済動向や社会ニーズの変化に応じて，常に検討している。</p> <p>当財団は福岡市が中心となり情報関連産業振興の中核的研究機関として，地場企業の技術力や研究開発力向上のために設立された団体であり，本市の情報関連産業振興の牽引力として不可欠な存在であり，また中心的な役割を担っており，運営に必要な補助金は福岡市が拠出しているものである。</p> <p>利潤目的の団体ではないが，競争的研究資金等の外部資金等の獲得に努めている。</p> <p>今後も，産学官連携機能の充実により，益々重要な役割を担っていくものと考えている。</p> <p>(科学技術振興課)</p>
意 22	<p>4.2.5 デザイン関連産業の振興</p> <p>3)① 福岡市デザイン関連産業振興・集積に向けた方策の調査研究委託の調査報告書の活用について</p> <p>福岡市内部資料として使われる可能性はあるが，報告書が十分活用されていない。調査報告書の存在をホームページなどで広く一般に情報開示</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>本報告書は，デザイン業界の現況と問題点を把握し，今後の方向性を見いだすための基礎調査をまとめたものである。</p> <p>本市の施策を検討する基礎資料としての活用を前提にしており，調査報告書の存在について情報開示していなかったが，平成18年12月から市のホームページにその存在および概要を掲載している。</p>

	<p>することが望ましい。</p>	<p>また、本市のデザイン関連産業の振興施策の検討以外にも、デザイン関係者との協議や企業ヒアリングの際、調査研究結果を踏まえてデザイン業界のあり方や方向性を議論するなど、本報告書を活用している。</p> <p style="text-align: right;">（新産業（音・デ））</p>
<p>意 23</p>	<p>4.2.6 ロボット関連産業の振興</p> <p>① ロボスクエア負担金に含まれる高い家賃と長期賃貸借契約について</p> <p>福岡市の負担金支出の50%は博多リバレインの家賃に充当されている。この事業を実施する効果が明らかでなく、ロボットとのふれあいによる子どもたちの教育を主目的とするのであれば、これだけの高い家賃を払う必要があるのか疑問である。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>ロボスクエアはロボットに関する情報の提供、ものづくり教育、ロボット関連の研究など多様な機能を併せ持つ施設であることから、ロボット研究者、学生、子どもたち、企業関係者、一般市民など多くの人たちから幅広く利用される必要があり、そのため、多様な活動に対応可能な面積確保ができ、天神都心部と近接し、地下鉄の中洲川端駅に直結するという、恵まれた立地条件にあるリバレインに入居しているものである。そのため、入場者も多く、その数も年々増加している。さらにこの集客により、博多部振興という政策目的にも寄与している。</p> <p>その後、博多リバレインから退去して欲しい旨の申し出があったため、平成19年夏の移転に向け準備を行っているところである。移転先については、ロボスクエアの産業振興機能面の拡充等も視野に入れて、複数候補の中から検討した結果、ロボスクエア運営委員会において「TNC放送会館」（早良区百道浜2-3-2）に決定された。</p> <p>また、ロボスクエアの賃貸契約については、当市において支払いに関する保証を行った事実はなく、債務負担行為として市の予算に定めるべきとの指摘につい</p>

		<p>ても、民間同士の契約であること、10年間の定期建物賃貸借契約の場合でも中途解約の事例等もあり、その必要性はないと考える。</p> <p>なお、移転後の契約条件については、現在調整中であるが、リバレインに比して安価であり、2年毎の更新契約としている。</p> <p style="text-align: right;">(産業拠点推進課)</p>
<p>意 24</p>	<p>② 特定実験局実験調査業務委託に関しては、「過去2年間福岡市と契約を締結し、すべて誠実に履行し、契約不履行となるおそれがない先」として、福岡市契約事務規則第25条第3号の規定に基づき保証金は免除されており、また、「契約の性質若しくは目的により保証人を立てさせることが困難であると認めるとき、または市長がその必要がないと認めるとき」として、福岡市契約事務規則第27条第3号の規定に基づき保証人は免除されている。</p> <p>しかし、保証金、保証人を免除する場合は、委託先の事業継続性についても検討する必要があると思われるが、福岡市契約事務規則上明記されていない。担当課の見解では、福岡市の業者として登録されていればその必要性はないとのことである。契約課に確認したところ、貸借対照表及び損益計算書などの決算資料等を入手しての継続企業としての能力分析は行われていない。</p>	<p>【その他 (H20.7.3通知)】</p> <p>本市においては、地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、2年に1回期日を定めて、競争入札参加者としての資格審査を行った上で、当該資格を有する者について認定を行い、競争入札有資格者名簿に登載しているところである。</p> <p>申請にあたっては、委託及び物品を希望する者については、財務諸表(貸借対照表及び損益計算書など)を直近2カ年分求め、また工事を希望する場合は、経営規模や経営状況等を審査した経営事項審査通知等の提出を求め、その内容について書類審査をした上で登録を行っており、契約の相手方として不適当なものは排除するとともに、初回登録の2年間は指名しないこととしている。</p> <p>また、工事請負契約や設計等委託契約においては契約保証金を徴している。</p> <p>保証人の免除については、事業の内容が、履行上の経験や知識を特に有し、契約の相手方以外には当該事業を履行する者がいない場合などにおいて、福岡市契約事務規則第27条第3号の規定により行</p>

		うものである。 (産業拠点推進課)
意 25	<p>5.2.1 海外市場開拓 (国際経済課)</p> <p>3)① ボルドーワインのタベ事業負担金について</p> <p>当初提示された関連証憑によっては、用途を明確に説明できない支出が会場費の中に含まれていた。負担金の確定にあたっては、適切な証憑に基づき厳正な検証を行うべきである。</p> <p>ボルドー市との関係を維持するために、少数の市民を対象とした飲食を主体とするイベントに対して負担金を支払うことに公益性があるのか疑問がある。ボルドー市との姉妹都市維持のための効果的な施策を再検討すべきである。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>負担金の確定については、平成17年度は、決算報告にあわせて、適切な証憑に基づき確認を行った。</p> <p>当該事業については、ボルドーを理解する裾野事業として位置づけており、今後とも継続していく。しかしながら、飲食に対する公益性への疑問に鑑み、民間活力の導入や経費節減など、本市負担金支出の抑制について検討することとした。</p> <p>(国際経済課)</p>
意 26	<p>② ビジネス・サポート・センター負担金について</p> <p>同センターは、日本貿易振興機構(ジェトロ)が運営するセンターであり、外国企業対象のインキュベーション施設(個室4室)を運営しているが、利用率は21.5%である。当該施設はPR材料にはなりうるが、その効果を測定し、廃止・縮小も検討すべきである。</p> <p>なお、ビジネスサポートセンター負担金は負担金の確定手続が実施されていなかった。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>当該事業のインキュベーション施設は、本市の外国企業誘致の必要な要素と考えており、今後とも、ジェトロ、福岡県と連携して、利用率の向上につとめていく。</p> <p>当該負担金の支出については、年会費的な性質を有するため、確定手続を要しない一般払い(確定払い)で支出してきたが、指摘に鑑み、一般払いであっても年度内に負担金の確定を行うよう改善方法を検討することとした。</p> <p>(国際経済課)</p>
意 27	<p>③ アジア経済交流センター事業補助金の必要性について</p> <p>アジア経済交流センター事業の補助金の大半の用途は施設管理費29百</p>	<p>【その他 (H20.7.3通知)】</p> <p>当該事業については、利用者も増加傾向で、また、市内で同様の事業を行う団体もないことから、今後とも地場企業に対する情報提供、コンサルティング、セ</p>

	<p>万円であるが、常設の会議室を備え多額の施設管理費を福岡市で負担するだけの事業の意義があり、かつコストパフォーマンスがあるのか疑問である。</p>	<p>ミナー等を開催し、貿易実務者の育成を図って行く。</p> <p>補助金に占める施設管理費の割合の増加については、福岡貿易会と検討進め、福岡貿易会はエルガーラビルから再度福岡商工会議所ビルに移転し、貸会議室を使用するなど、経費の削減や効率的な執行に努めた。</p> <p>(国際経済課)</p>
意 28	<p>5.2.2 貿易促進環境整備 (国際経済課)</p> <p>3) 福岡市経済国際化支援協議会負担金について</p> <p>同協議会構成メンバーはいずれの団体も福岡市からの補助金等を受けている。その補助金の一部をこの協議会の負担金に充て、さらに福岡市の補助金で大半がまかなわれている協議会からこれらメンバーの主催イベントを支援するという形で再度資金を支出したことになる。この構図は、透明性の点、事務的煩雑性の点から問題がある。</p> <p>事業主体を明確にして、必要な事業に対して福岡市からの直接補助を行うよう検討すべきである。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>福岡市国際化支援協議会については、外国公館への支援事業数も減少しており、この事業の目的については一定の役割を終えたと認識し、平成18年度で解散した。</p> <p>(国際経済課)</p>
意 29	<p>5.2.3 貿易団体の育成 (国際経済課)</p> <p>3)① (社)福岡貿易会補助金について</p> <p>支出の大半は福岡市からの出向職員の人件費負担である。人員削減又は外部から採用するなど人件費抑制の余地はあるものとする。なお、外部の団体へ市から職員を派遣した場合、派遣した人員は福岡市職員の定数外であるため、定員外の人件費が隠れてしまい</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>福岡貿易会については、新設の部会や常任理事会で経費の削減や事業の活性化について検討しており、本市とも協議を行っていくこととする。</p> <p>(国際経済課)</p>

	<p>実態が見えなくなる危険性がある。</p> <p>福岡市としての貿易振興の必要性は否定しないものの、補助金の効果がよく見えない。JETROなどの貿易促進機関を有効活用し、アジア経済交流センター事業を含めて福岡市の実質負担を減らす努力が必要である。</p>	
意 30	<p>② 日本貿易振興機構福岡貿易情報センター負担金の確定手続きについて</p> <p>負担金の確定手続きが実施されていない。負担金について、確定すべきであるとの明文の規定はないが、決算書を入手し、目的に沿った適正な使用がなされているかについての検討を行った上で、確定をすべきである。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>当該負担金の支出については、年会的な性質を有するため、確定手続きを要しない一般払い（確定払い）で支出してきたが、指摘に鑑み、一般払いであっても年度内に負担金の確定を行うよう改善方法を検討することとした。</p> <p>（国際経済課）</p>
指 6	<p>5.2.4 アジアビジネスゾーン推進事業（投資交流推進課）</p> <p>委託業務実施のための起案書について、起案日の日付はあるものの決裁日の日付が漏れていた。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>起案書の決裁日については、必ず記入するように職員へ口頭にて指導を行った。</p> <p>（国際事業課）</p>
意 31	<p>4)① 中国からの対日投資促進に関する広告業務委託の審査方法について</p> <p>企画コンペ方式で業者が選定されているが、金額的な考慮がなされていない。業務の質及び内容のみではなく、金額的な側面も含めて総合的に評価することが望ましい。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>平成18年度からは、企画コンペ方式実施にあたっては、経済性も考慮して総合的に評価を行った。</p> <p>（投資交流推進課）</p>
意 32	<p>② 福岡市中国向け投資環境説明映像汎用版制作業務委託の保証人の選定について</p> <p>委託先と取引関係が多い業者が保証人となっていた。当該委託先とは独</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>従前より、本市契約事務規則は「契約の相手方には、その者と同等以上の履行能力を有し、かつ、市長が確実と認める保証人を立てさせるもの」（第27条）と</p>

	<p>立した第三者を保証人とすべきである。保証人の承認に当っては慎重に調査を行う必要がある。</p>	<p>定めている。また、履行能力や確実性の判断は、契約担当課が行うこととされている。</p> <p>当該事案を所管する課においては、履行能力や確実性は、個々の契約の種類、業種、規模などにより異なるものであるという判断から、統一的な調査手法や承認基準を定めていない。</p> <p>現行では、委託業務の現場説明時に保証人の趣旨をあらためて説明するとともに、保証人申請書受領時に、契約の相手方から（必要に応じては保証人からも）事情を聴取し、「仮に委託先が事業遂行できなくなった場合でも、連鎖的に保証人も同様の事態に陥ることは起こりえない」という心証を得たのちに承認決裁を行っているところである。</p> <p>平成18年度は5件3例の具体的な審査事例を蓄積し、依然、慎重な審査体制の構築に向けた措置を継続しているところである。</p> <p style="text-align: right;">（企業誘致課）</p>
<p>意 33</p>	<p>③ 国際新華商会議 in 福岡報告書作成業務委託の設計金額見積りの参考資料の保管について</p> <p>委託料の設計金額見積りの参考資料となる外部業者から入手した見積書等が保管されていなかったため、委託料の設計金額の根拠が分からなかった。設計金額の妥当性及び客観性を確保するために、設計金額見積りのための外部の客観的な参考資料を入手・保管しておくことが望ましい。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>設計金額見積りのための外部の客観的な参考資料については、紛失することのないよう適正に保管することとした。</p> <p style="text-align: right;">（投資交流推進課）</p>
<p>意 34</p>	<p>④ 海外企業進出支援業務マニュアル整備及び海外企業向け福岡市進出ガイド</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>委託契約延長に伴う保証人契約延長の</p>

	<p>作成業務委託の保証人との保証契約延長について</p> <p>当該契約について契約期間の延長を行っているが、保証人との保証契約の延長は行っていない。委託契約延長に伴う保証人契約延長のための様式の整備及び運用が望まれる。</p>	<p>ための様式の整備及び運用については、「様式第12号請書（変更用）」として、「保証人の記名・押印欄付のもの」と「欄が無いもの」の2種類で既に運用されており、庁内イントラネット上の『契約実務要覧』にも「保証人の記名・押印欄付」の様式が掲載されており、周知徹底を行った。</p> <p style="text-align: right;">（投資交流推進課）</p>
意 35	<p>5.2.6 情報収集・PR等（課長（立地サポート担当））</p> <p>① 企業立地パンフレット改訂等業務委託について</p> <p>委託料の設計金額見積りの参考資料となる外部業者から入手した見積書等が保管されていなかったため、委託料の設計金額の根拠が分からなかった。特に規則には明示されていないが、設計金額の妥当性および客観性を確保するために、設計金額見積りのための外部の客観的な参考資料を入手・保管しておくことが望ましい。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>委託料の設計金額見積りの参考資料として、外部業者から入手した見積書等については、監査結果（意見）に基づき、以降の委託契約事務手続きにおいて、保管するよう事務の改善を行った。</p> <p style="text-align: right;">（企業立地課）</p>
指 7	<p>6.2.2 観光コンベンション振興（観光課、コンベンション課）</p> <p>3)① 補助金について、平成16年度は補助金交付要綱が作成されていなかった。平成16年度に福岡市補助金等審査委員会より作成要綱が定められていない補助金がきわめて多い点が問題として指摘された結果、平成17年度は整備されていた。</p> <p>ただし、観光サービス対策業務補</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>観光サービス対策事業補助金については、平成17年度に観光サービス対策事業補助金交付要綱を整備した。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p>

	<p>助金については、平成 17 年度中に交付要綱を作成し、これに基づき平成 16 年度と同額を交付予定であり、監査実施日現在交付要綱は作成中との説明を受けた。</p>	
意 36	<p>4)① 博多祇園山笠補助金の決算報告書の妥当性検討について</p> <p>福岡市は福岡山笠振興会の決算書を精査しておらず各流れの決算報告を詳細には把握していない。補助金の使途は明らかにされる必要があり、福岡市は流れからの決算報告を含めてその妥当性を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済（H19.10.10 通知）】</p> <p>補助金の使途については、平成 18 年度より山笠振興会の決算書とともに、各流れの決算書を添付させ、精査することとした。</p> <p>(観光振興課)</p>
37	<p>② 「祭り」関係の補助金についての全般的意見</p> <p>補助金は 30 年以上経過したものも多く、交付要綱がないため補助額算定の根拠が明確でなく、交付額も毎年同額となっているケースが多い。</p> <p>また、福岡市には多くの祭りがあるが、集客効果・経済効果が高いと思われる「祭り」に対して補助するという方針のもと、代表的な 7 つの祭りの振興会又は委員会に補助を行っている。これら 7 つの祭りに補助を行う根拠として、経済性、公平性の観点から補助金算定及び対象の基準を明確にすべきである。このことは平成 16 年 12 月公表の福岡市補助金等審査委員会の補助金に対する提言「福岡市の補助金等のあり方及び見直しの方策について」でも指摘されているが、平成 17 年度も平成 16 年度と同額の補助金が交付されてい</p>	<p>【措置済（H19.10.10 通知）】</p> <p>補助金の根拠については、平成 17 年度に祭り振興事業補助金交付要綱を整備し、補助金算定基準及び対象基準をそれぞれ明確化した。</p> <p>(観光振興課)</p>

<p>意 38</p>	<p>る。</p> <p>③ 観光サービス対策業務補助金について</p> <p>福岡市ホテル旅館協会に対する補助金であるが、事務局の福岡市観光課の職員が独自に調査し「宿泊ガイド」を作成している。外郭団体である財団法人福岡観光コンベンションビューローの情報を利用するか委託した方が効率的で経済的と思われる。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>宿泊ガイドについては、ビジターの視点も考慮しながら、効率的・合理的・経済的な作成方法について、福岡市ホテル旅館協会・財団法人福岡観光コンベンションビューローと検討を行った結果、宿泊ガイドは、福岡市ホテル旅館協会に加入している施設のみを紹介するものであり、掲載内容についても財団法人福岡観光コンベンションビューローではその情報を有していないこと、これまで作成を委託している業者との直接委託とした方が経済的であることなどから、現行どおりとすることが妥当であると判断した。</p> <p>（観光振興課）</p>
<p>意 39</p>	<p>④ 三都航路2004実行委員会負担金の効果について</p> <p>投入した金額に対比して、その成果が十分といえるか疑問がある。福岡市を海外にアピールするのにもっと効果的で経済的な事業を考えるべきである。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>海外に対するプロモーションについては、費用分担や事務の効率性、事業効果の観点から、国や九州各都市、観光関係協議会等と連携して本市の知名度向上や観光情報の発信・浸透に努めており、今後も効果的・経済的な事業手法を選択しながら集客施策を推進していく。</p> <p>（集客企画課）</p>
<p>意 40</p>	<p>⑤ 「博多町家」ふるさと館管理運営業務委託について</p> <p>入館者は毎年増加しているので、民間のアイデアを募る等の新たな施策により、集客収入アップを図るべきである。</p> <p>福岡市も每期60百万円以上の委託</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用して、集客収入のアップを図っている。</p> <p>（観光振興課）</p>

	<p>費を支出しているが、経費の高い博多織及び博多人形の実演委託等の集客効果・経済効果を評価し、委託費の見直しを行うなど検討する必要がある。</p>	
意 41	<p>⑥ 福岡観光宣伝隊派遣業務委託について</p> <p>福岡市観光宣伝隊を派遣することが福岡市の集客効果・経済効果に役立つのか測定できないので、この事業自体が必要なのか考えるべきと思われる。</p> <p>なお平成18年度において当該契約で実施されていた「まつり交流」は廃止し、「三津交流事業」については見直しを行う予定となっているとの説明を受けた。</p>	<p>【措置済（H20.6.30通知）】</p> <p>「まつり交流」事業については、平成17年度をもって事業を終了した。「三津交流事業」についても、交流のあり方について3市で協議した結果、まつり交流を主体とした観光宣伝隊の相互派遣は行わないことを確認した。</p> <p>（観光振興課）</p>
意 42	<p>6.2.3 福岡観光コンベンションビューロー事業負担金</p> <p>3)① 福岡観光コンベンションビューロー負担金について</p> <p>福岡市派遣職員11名と福岡市OB1名の人件費が約1億2千万円あり、ビューローの支出総額の25%を占めている。福岡市からの派遣職員の1人当たりの人件費は1千万円を超えており民間と比べると高い水準と思われる。人件費負担を軽減し、効果的な人材の活用を考える必要がある。また、福岡観光コンベンションビューローと経済振興局観光課の業務に共通する業務が多く見られ、両者の関係が密接であるゆえに、棲み分けが不明確になっている部分も否定でき</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>ビューローは、本市の事務事業と密接な関連を有するとともに、民間事業者と連携することでより効果的な事業の実施が求められている。このような中、市派遣職員は、市とビューローと民間事業者を結びつけ事業をコーディネートするなど重要な役割を果たしている。派遣職員数については、これまでも見直しを進めてきているところであり、業務の棲み分けについても基本的な役割分担の考え方について整理・共有し、効果的な事業実施に努めている。今後も必要に応じ、見直し改善を進めていく。</p> <p>（集客企画課）</p>

	ないので、今後一層の見直しや改善を行うべきである。	
意 43	<p>② にぎわい創出事業補助金について</p> <p>補助金の約半額は賃借料に充てられており、高い賃借料と人件費を負担して福岡市が当該事業を行う意義があるのかについては、疑問を呈せざるを得ない。博多リバレインの賃借は10年間の定期建物賃貸借契約で解約不能であるが、補助金をあてにして長期契約を締結することができるのか疑問であり、福岡市は債務負担行為の議決を受けるべきであったと考える。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>にぎわいプラザについては、情勢の変化や事業の優先度を勘案し厳選することが必要となってきたため、平成18年度をもって廃止した。</p> <p>（観光振興課）</p>
意 44	<p>7.2.1 航空機騒音防止対策事業</p> <p>3)① 航空機騒音対策事業（住民負担額助成）について</p> <p>低所得者については県と市で25%ずつ合計50%を、同和地区の住民については、県と市で50%ずつ合計100%を補助している。補助割合そのものが違ううえに補助要件が著しく異なっている。</p> <p>本件については、過去の経緯が多々あることは推測できるが、公平性の観点からいかがであろうか。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>航空機騒音防止対策事業における同和地区の住民に対する住民負担額の助成については、平成19年度以降の同和行政のあり方について検討を行った結果、平成20年度までの2年間の経過措置を設け、事業を廃止する。</p> <p>（空港対策課）</p>

意 45	<p>② 航空機騒音対策事業費（冷房用電気料助成）について</p> <p>冷房用機器の設置補助については対象地域の住民に対して実施されるが、冷房用電気料の補助については同和地区の住民に対してのみ実施されている。これについても上記と同様に公平性の観点からいかがであろうか。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>冷房用電気料の助成については、平成19年度以降の同和行政のあり方について検討を行った結果、国の補助制度を活用した生活保護世帯に対する助成制度と支給基準を同等して5年間継続実施する。（平成19年度～23年度の福岡市同和対策事業実施計画を策定済）</p> <p>この5年間に、一般対策化についての課題の抽出・整理、手法等の検討を行い、国、県、関係市町と協議・検討する。</p> <p style="text-align: right;">（空港対策課）</p>
指 8	<p>7.2.4 その他の事業</p> <p>3)① 福岡空港地域対策協議会に対する補助金の交付要綱が整備されていない。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>福岡空港地域対策協議会に対する補助金については、「福岡空港地域対策協議会事業補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）」を策定した。</p> <p style="text-align: right;">（空港対策課）</p>
意 46	<p>4)① 福岡空港整備促進協議会への負担金については確定手続がなされていない。目的に沿った適正な使用がなされているかについての検討を行った上で、確定をすべきである。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>負担金の目的、対象、額については監事である金融機関の監査を受けた後、総会で各会員企業に決算報告しており、その際目的に沿った適正な使用がなされているか検討を行い議決によって確定している。</p> <p style="text-align: right;">（空港対策課）</p>
意 47	<p>② 空港整備促進協議会への負担金は当協議会が独自の活動に係る収支を取扱う一般会計へ3,000千円、特別会計へ11,100千円の合計14,100千円を負担金として支出している。</p> <p>特別会計において上表記載の3団体へ助成金が支出されている。これらについては以下の問題点がある。</p> <p>a 福岡空港整備促進協議会から上</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>福岡空港整備促進協議会は、福岡空港の整備拡充を図るとともに、航空交通の発展を促進し、西日本地区における経済及び文化の振興並びに空港周辺地域との調和のとれた福岡空港の伸展に寄与することを目的に、県・市と地元財界やエアライン等により設立された団体である。</p> <p>福岡空港は市街地に立地し、利便性が非常に高い反面、騒音等の厳しい問題を</p>

	<p>記3団体へ助成金が交付されているが、それら助成金の原資となる負担金についての交付要綱が整備されていない。福岡市の負担金は、実質的な補助金でありながら、補助金の厳格な支出手続きがなされていないので、助成金の目的、その対象項目、額の決定承認などを要綱にて明確にする必要がある。</p>	<p>抱えており、周辺環境対策を促進していくことが、空港周辺地域との調和のとれた伸展に大きく寄与するものである。この周辺環境対策を促進するために、地元3団体の活動に対し、空港の発展を願う県・市及び財界、エアラインで構成する当協議会から助成しているものである。</p> <p>したがって、当協議会に負担金で支出しているもので、特別会計についても、19年度以降は、県・市負担額を総会で明確にし執行していくとともに、協議会から地元への補助金については、交付要綱を整備した。</p> <p style="text-align: right;">(空港対策課)</p>
意 48	<p>b 福岡空港地域対策協議会への助成については、福岡市からも補助金として別途同協議会へ交付(サンプルNO.3)されており、助成経路が2つとなっている。なお、担当課の説明では、空港整備促進協議会発足前から同協議会に補助を行っていたため市からの直接交付が残っているとの説明を受けた。</p>	<p>【措置済(H19.10.10通知)】</p> <p>福岡空港地域対策協議会への助成については、助成開始時期や補助主体が異なっていることもあり現行の処理は妥当と判断する。</p> <p>なお、平成18年度からは、補助金交付要綱を制定し処理することとした。</p> <p style="text-align: right;">(空港対策課)</p>

1-2 財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について

	監査の結果	措置の状況
意 49	<p>3.2.1 国際会議場施設維持管理業務委託業務</p> <p>4) 国際会議場施設維持管理業務委託の入札について</p> <p>予定価格と最低制限価格は公表されているのに、最低制限価格で入札したのは</p>	<p>【措置済(H20.6.30通知)】</p> <p>財団においては、市の契約事務規則や要綱、単価を準用し、契約事務を行っており、競争性の確保に向けた市の取組についても可能な限り導入しているところである。</p>

	<p>従来の業者のみである。当該入札について入札参加業者間における競争性が確保されているとは認めがたい。</p> <p>また、清掃等業務委託契約の最低制限価格は、従来は標準調査価格の50%としていたが、平成16年度から70%に改正された。このため過去2年間約71百万円で契約され円滑に実施されていた業務が、最低制限価格が70%に改正されたとはいえ、契約金額が約11百万円も一気に増加している。制度改正を機に設計金額の見直し等柔軟な対応をすべきであったと思われる。</p>	<p>「競争性の確保」については、今後とも、市の取組を参考として検討していくよう指導した。</p> <p>なお、市の「最低制限価格や設計単価」については、不当なダンピング等を防止し、適正な業務の水準を維持するとともに、受注業者の被雇用者の賃金等の労働条件の確保といった観点から設定したものであり、財団の社会的な位置づけを踏まえると、市の取扱を準用せざるを得ないと考えている。</p> <p>このため、こうした政策的な取扱を踏まえた上で、競争性の確保を図るなど、財団の経営効率を向上させるよう指導した。</p> <p style="text-align: right;">(誘致宣伝課)</p>
意 50	<p>3.2.2 国際会議場利用サービス業務委託 国際会議場利用サービス業務委託の特命随意契約について</p> <p>コンベンションセンターは、他に大規模学会等の運営ノウハウを取得し続けている競合他社はないとの理由で、㈱福岡市民ホールサービスと今後も特命随意契約を継続する方針のようである。全国に目を広げれば同様の施設運営の業者は存在するので、広く参入可能な業者を調査し、数年に一度は入札を行うべきである。</p>	<p>【措置済(H20.6.30通知)】</p> <p>財団に対し、広く参入可能な事業者を調査するなど競争入札による契約の可能性を検討するよう指導した。</p> <p>また、特命随意契約を行う場合は、その理由を厳格に判断するなど、適切な事務執行を行うよう指導した。</p> <p style="text-align: right;">(誘致宣伝課)</p>
指 9	<p>4.2.1 マリンメッセ施設維持管理業務 3)① マリンメッセ施設維持管理業務委託の最低制限価格公表誤り</p> <p>最低制限価格は設計価格の70%とされているが、予定価格の70%で計算され公表されていた。</p>	<p>【措置済(H19.10.10通知)】</p> <p>財団法人福岡コンベンションセンター(以下「財団」という。)に対し、今後、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、適正な事務処理を行うよう口頭にて職員に徹底を図った。</p>
指	<p>② 各種伺について、起案日の記載はあ</p>	

10	<p>るものの、決裁日の記入が漏れているものが散見された。</p>	(コンベンション課)
意 51	<p>4.2.1 マリンメッセ施設維持管理業務 ② マリンメッセ施設維持管理業務委託の入札について</p> <p>予定価格と最低制限価格は公表されているのに、予定価格 80,700 千円(税抜)よりわずかに低い金額を各社が提示し、結局同じ業者が落札している。当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。</p>	<p>【措置済 (H20.6.30通知)】</p> <p>財団においては、市の契約事務規則や要綱、単価を準用し、契約事務を行っており、競争性の確保に向けた市の取組についても可能な限り導入しているところである。</p> <p>「競争性の確保」については、今後とも、市の取組を参考として検討していくよう指導した。</p> <p>(誘致宣伝課)</p>
意 52	<p>4.2.2 マリンメッセ催事運営管理業務 3) マリンメッセ催事運営管理業務委託の特命随意契約について</p> <p>当該委託業務については、業務遂行能力のある業者が存在しないことを理由として特命となっているが、同様の音響照明業務を市内類似施設では他の業者が実施している。当該業務を実施可能な業者が他にも存在する可能性は十分にあると考えられ、常に特命とするのではなく、数年に一度は入札等を検討すべきである。</p>	<p>【措置済 (H20.6.30通知)】</p> <p>財団に対し、広く参入可能な事業者を調査することや、設計や仕様書など、入札条件の工夫により、競争入札の可能性を検討するよう指導した。</p> <p>また、特命随意契約を行う場合は、その理由を厳格に判断するなど適切な事務執行を行うよう指導した。</p> <p>(誘致宣伝課)</p>
意 53	<p>4.2.3 マリンメッセ駐車場警備業務 3) マリンメッセ駐車場の有効活用について</p> <p>駐車場は 801 台収容できるスペースがあるので、コインパーキング等空きスペースを有効活用することも考えるべきである。</p>	<p>【措置済 (H20.6.30通知)】</p> <p>当該駐車場については、マリンメッセ福岡の利用者のための駐車場であり、一般には、催事に影響のない範囲内で貸出している。</p> <p>財団に対し、今後とも周辺の需要の動向を見ながら、費用対効果も考慮し、より一層の有効活用に努めるよう指導した。</p> <p>(誘致宣伝課)</p>

指 11	<p>4.2.4 マリンメッセ消防用設備保守点検業務</p> <p>3)① 福岡市契約事務規則 20 条に規定されているように入札参加者は最低 6 名以上指名すべきである。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>財団に対し、今後、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、適正な事務処理を行うよう口頭にて職員に徹底を図った。</p> <p>(コンベンション課)</p>
指 12	<p>② 各種伺について、起案日の記載はあるものの、決裁日の記入が漏れているものが散見される。一連の業務の流れにおいて、承認された日付を明示すべきである。</p>	
指 13	<p>4.2.5 マリンメッセ緑地管理業務</p> <p>3)① マリンメッセ緑地管理業務委託の入札参加者指名人数について</p> <p>平成 13 年度の福岡市契約事務規則の改正を失念し 4 名を指名している。今後は 6 名以上の入札参加者を指名する必要がある。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>財団に対し、今後、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、適正な事務処理を行うよう口頭にて職員に徹底を図った。</p> <p>(コンベンション課)</p>
指 14	<p>② 各種伺について、起案日の記載はあるものの、決裁日の記入が漏れているものが散見される。一連の業務の流れにおいて、承認された日付を明示すべきである。</p>	
意 54	<p>5.2.1 国際センター施設維持管理業務委託</p> <p>3) 国際センター施設維持管理業務委託の平成 17 年度入札について</p> <p>過去 20 数年間特命随意契約であった業務について平成 17 年度は指名競争入札が行われている。しかし、予定価格と最低制限価格が公表されているにも拘らず、結局落札価格は予定価格より</p>	<p>【措置済 (H20.6.30通知)】</p> <p>財団においては、市の契約事務規則や要綱、単価を準用し、契約事務を行っており、競争性の確保に向けた市の取組についても可能な限り導入しているところである。</p> <p>「競争性の確保」については、今後とも、市の取組を参考として検討していくよう指導した。</p> <p>(誘致宣伝課)</p>

	若干低いだけの特命随意契約で算定した金額とほぼ変わらない金額となっている。	
指 15	7.3.1 固定資産関係 有形固定資産及び備品の管理は経理規程に準拠していないと判断される以下の問題点が発見された。 1) 固定資産の管理について ① 固定資産管理規程が作成されていないので、早急に作成すべきである。	財団に対し、有形固定資産及び備品の管理については、経理規程に準拠し、所要の措置を取るよう指導した。 なお、財団においては、以下の措置が実施された。 (コンベンション課) 【措置済 (H19.10.10通知)】 固定資産の管理に関する規程を整備した。
指 16	② 現物管理のために有形固定資産等明細書を利用して現物との照合が可能となるよう改善が必要である。	【措置済 (H19.10.10通知)】 固定資産を現物管理するために備品等の管理台帳を新たに作成し、当該台帳と現物を照合するための管理番号を記したシールを固定資産に貼り付ける措置を取った。
指 17	③ 現物の実査に係る規程が整備されておらず、また実査も実施されていないので、規程を整備するとともに定期的に実査を行うべきである。	【措置済 (H19.10.10通知)】 現物の実査に関する規程を整備し、平成18年度末から定期的に現物の実査を行うこととした。
指 18	④ リース資産は自動車1台、PC、駐車場精算機があるとのことであるが、管理台帳が作成されていないので、リース資産についても台帳を作成し、現物管理に役立てるべきである。	【措置済 (H19.10.10通知)】 借用備品(リース資産)についても管理台帳を作成し、現物管理することとした。
指 19	⑤ 経理規程上、固定資産の減価償却について「法人税法の規定を準用する」旨実態に即して具体的に記載することが望ましい。	【措置済 (H19.10.10通知)】 減価償却方法について、経理規定第24条を改正し、「法人税法の規定による」旨規定した。

指 20	⑥ 有形固定資産の管理帳簿を整備すべきである。	【措置済（H19.10.10通知）】 すべての備品（貸出備品を含む）、有形固定資産等の管理台帳を新たに作成し、現物管理することとした。
指 21	2) 固定資産の勘定科目及び耐用年数について ① 勘定科目が不適切と判断される物件が4件ある。	【措置済（H19.10.10通知）】 平成17年度決算において、指摘の内容に沿って勘定科目を修正した。
指 22	② 国際センターの建物及び倉庫の耐用年数は平成10年の税法改正に対応して短縮されていない。	【措置済（H19.10.10通知）】 平成17年度決算において、指摘の内容に沿って耐用年数を修正した。
指 23	7.3.2 備品関係 以下の問題点が発見された。 1) 備品の管理について ① 備品管理規程及びたな卸しに関する規程が作成されていないので、早急に作成すべきである。	財団に対し、備品の管理等について、所要の措置を取るよう指導した。 なお、財団においては、以下の措置が実施された。 (コンベンション課) 【措置済（H19.10.10通知）】 直ちに備品、たな卸し（現物の実査）等に関する規程を整備した。
指 24	② 経理規程第18条に移動状況を記録することとされているにも拘わらず、「備品台帳」にて継続記録が行われているとは認められなかった。また、「備品台帳」と現物との照合も実施されていないかった。	【措置済（H19.10.10通知）】 備品等の移動状況に関する継続記録の徹底を図ることとした。 また、平成18年度末から定期的にたな卸しを実施することとした。
指 25	③ 経理規程により現物管理が要求されているので、すべての備品について定期的にたな卸しを実施し、当該たな卸しの結果を正しく備品台帳に反映さ	【措置済（H19.10.10通知）】 たな卸しに関する規程を整備し、平成18年度末から定期的にたな卸しを実施することとした。

	せる仕組みを構築すべきである。	また、たな卸しリストを作成することとし、たな卸しの結果については、適切に備品台帳に反映させるよう口頭にて職員に徹底を図った。
指 26	④ すべての備品の現物管理が容易になるよう各備品には管理No.を貼付し、備品台帳にも当該管理No.を記載することにより「備品台帳」と現物の照合が容易になるよう管理方法の改善を図るべきである。	【措置済（H19.10.10通知）】 備品等の管理台帳を新たに作成し、当該台帳と現物を照合するための管理番号を記したシールを備品に貼付し、管理方法の改善を図ることとした。
指 27	2) 備品台帳について ① 国際センターの「備品台帳」には必要な情報が記入されていなかった。要求されている情報はすべて記録する必要がある。	【措置済（H19.10.10通知）】 備品等の管理台帳や有形固定資産等明細書等の記録や記載については、適切な事務処理を行うよう口頭にて職員に徹底した。 (コンベンション課)
指 28	② 「備品台帳」の固定資産について「有形固定資産等明細書」と照合した結果、以下の相違があった。 a. 「備品台帳」の備考欄に固定資産と記入されているにも拘わらず、「有形固定資産等明細書」に記載がないもの	
指 29	b. 「有形固定資産等明細書」に記載があるにも拘わらず、「備品台帳」に記載がないもの	
指 30	③ マリンメッセ及び国際センターの「備品台帳」は、貸出備品リストとの照合が不可能であった。	
指 31	④ 国際会議場の「備品台帳」は、以下のとおり貸出用備品現状報告書との不整合が多数あった。	

	a. 「備品台帳」に記載されているが、貸出用備品現状報告書には存在しないもの 46 物件	
指 32	b. 「備品台帳」に記載されている数量と貸出用備品現状報告書の数量が異なるもの4物件	
指 33	c. 貸出用備品現状報告書に記載されており「備品台帳」にも存在するが、「備品台帳」の用途欄に貸出とされていないもの5物件	
指 34	<p>⑤ 平成 16 年 7 月に取得した国際センター会議用イス 4,000 脚及び専用台車 160 台は、備品台帳に記載されていなかった。しかし、経済実態としては、貸出備品リストに記載されているように備品使用料を生み出す資産であり、収益と費用が対応しない処理となっている。少額資産の処理にならって資産計上のうえ数年間で償却する方法が望ましかったといえる。</p> <p>なお、これらイス及び台車については、会計上及び税務上は取得年度に費用処理されている。</p>	
意 55	<p>7.4 意見</p> <p>減価償却について</p> <p>公益法人会計基準によれば減価償却は財団の任意であるが、コンベンションセンターは財団設立当初より、初期に多額の損金算入ができる定率法を継続して適用している。しかしながら、コンベンション施設は陳腐化の激しい</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>財団に対し、減価償却計算を含む会計処理の方法について、合理性の観点から検討するよう指導した。なお、財団においては、減価償却費の計算について平成 19 年度から費用収益対応の原則から定額法に変更することとした。</p> <p>（コンベンション課）</p>

	<p>生産設備とは性質を異にすることから、減価償却の方法としては定率法が必ずしも最適とはいえず、定額法の方が費用収益対応の原則に合致しより合理的であるといえる。</p>	
<p>意 56</p>	<p>9.3 意見</p> <p>1) 借入金利息の計上費目について</p> <p>借入金の支払利息が事業費の施設管理運営費及び施設改修費に含めて計上されているが、財務費用等の別項目として施設管理運営費及び施設改修費から分離することが望ましい。</p>	<p>【措置済(H20.6.30通知)】</p> <p>財団に対し、費用の適切な開示の観点から、借入金利息の計上費目を含む会計処理の方法について検討するよう指導した。</p> <p>(誘致宣伝課)</p>

1 - 3 福岡市営競艇事業特別会計の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について

	監査の結果	措置の状況
指 35	<p>3.2. 報償費</p> <p>3.2.3 1) 資金前渡口座の通帳保管について</p> <p>資金前渡口座の平成 16 年度分の通帳現物を監査中に確認できなかった。誤って破棄されたものと考えられるが、使用済通帳は他の書類と同様、一定年限(5 年間)にわたり保管する必要がある。</p>	<p>【措置済 (H19. 10. 10通知)】</p> <p>使用済み通帳については、他の書類と同様、適切に保管するよう所属職員に対し口頭により周知を図った。</p> <p>(経営企画課)</p>
意 57	<p>3.2.4 1) 振込実行時の確認について</p> <p>実際に振込みを行う際に銀行振り込み依頼書等の承認は特段行われていない。内部牽制の観点から、総合振込依頼書を支払調書に添付して同時に承認を受ける体制が要請される。</p>	<p>【措置済 (H19. 10. 10通知)】</p> <p>振込実効時の確認については、平成 18 年度から、総合振込依頼書を支払調書に添付して、同時に承認を受けることとした。</p> <p>(経営企画課)</p>
意 58	<p>3.3. 使用料賃借料 (リース契約)</p> <p>3.3.3 1) 業者の選定方法</p> <p>投票券発売機等の舟券発売及び投票結果集計を行ういわゆるトータリゼーターシステムや関連機器は製作者メーカーが限定されており、当該メーカー製機器を賃借する必要性はあるとしても、それを同社から特命随意契約でリース契約しなければならない必然性はない。リース業者選定に当たっては入札を行うべきである。</p>	<p>【措置済 (H19. 10. 10通知)】</p> <p>トータリゼーターシステムのリース業者の選定方法については、当該機器のリースを取扱う者が当該事業者の他にいないことを確認した。今後は、特命随意契約に関する決裁文書において、その旨を明記することとした。</p> <p>(開催運営課)</p>
意 59	<p>2) リース導入時の検討過程 (投票券発売機の余剰) について</p> <p>平成 13 年度にリースを開始した投票券発売機(有人窓口用)342 台について、平成 15 年度の中央スタンド改</p>	<p>【措置済 (H19. 10. 10通知)】</p> <p>次回のリース契約時において、将来の事業運営等を見据え、十分な検討を行って、適正な導入台数を決定することとした。</p>

	<p>築に伴う有人窓口の自動販売機への切り替えの結果、50台程度の余剰機が発生している。</p>	<p>(開催運営課)</p>
指 36	<p>3.5. 委託料 (場外発売を除く委託料)</p> <p>3.5.3 1) 設計金額の積算過程での計算誤りについて</p> <p>設計金額の積算過程で計算誤りが発見された。結果として少なく積算されたため、過払いにはなっていない。単純な計算誤りであることから、チェック者が検証しやすい積算資料を作成するなどの方法を採用し、より厳格なチェック体制を構築することが必要である。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>設計金額の積算については、積算方法を見直し、計算誤りがないように、チェック者が検証しやすい積算資料を作成することとした。</p> <p>(開催運営課)</p>
意 60	<p>3.5.4 1) 仕様書の記載方法について</p> <p>「福岡競艇場投票事務機械設備保守業務 (表 3-5 検討 NO.12 契約金額 127,439 千円)」の契約関連書類の照合を行ったところ、仕様書、積算内訳書及び完了検査調書の記載に整合性が認められない事項が発見された。</p> <p>保守業務の一部である「無停電電源装置点検」については、積算内訳書では年間4日実施となっていたが、仕様書では「6か月に1回」としか記載がなく、完了検査調書及び業者からの保守報告書でも実施日は年間2日となっていた。</p> <p>事前連絡及び立会した職員の記憶により、無停電電源装置点検は確かに年間2回 (2日/回) で延べ4日行われており、契約内容の業務は行われていたと説明を受けている。検査調書の</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>平成18年度分契約の設計において、点検回数を「6ヶ月に1回、年2日」と改めた。</p> <p>(開催運営課)</p>

	<p>確認の際には、契約業務が網羅的に実施されているか確認をする必要があるが、仕様書の記載が不明確であったこともあり、検査調書の記載誤りを見落としていたことが推測される。契約内容の確認を適切に行うためにも、仕様書の記載方法は明瞭なものに改善する必要がある。</p>	
意 61	<p>2) 指名競争入札における業者選定について</p> <p>指名チェックリストに記載された指名業者の選定基準に該当する会社であるのに指名対象外となった理由が明確に記録されていない案件がある。</p> <p>入札の指名業者を選定する過程に関し文書化により透明性・明瞭性を高めることが望ましい。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>指名競争入札における業者選定基準については、平成18年度契約分より、指名基準の明確化を図り、選考過程についても記録を残すこととした。</p> <p>（経営企画課）</p>
意 62	<p>3.5.6 1) 特命随意契約の妥当性について</p> <p>特命随意契約の中には他の業者でも実施可能な業務であると考えられる案件がある。特命随意契約では競争原理が働きにくいいため、適用できる業務や要件をより明確に限定すべきであり、選定方法の見直しが必要と考える。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>福岡競艇場放送業務については、平成18年度より競争入札を行うこととした。</p> <p>（開催運営課）</p>
意 63	<p>2) 契約業者選定時の基準について</p> <p>機器・設備の保守管理業務では、詳細な設計書等の情報の入手や修理部品の調達が困難であることや故障時のスムーズな対応を確保するた</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>機器・設備の導入にあたっては、保守管理業務や修繕を、当初から導入業者に特命随契することを約束しているものではなく、修繕などを行う場合は、その内</p>

	<p>めに特命随意契約が多くなっているとの説明を受けている。</p> <p>機器・設備の導入業者と保守管理業者を同一とせざるを得ないのであれば、機器・設備の導入コスト（インシヤルコスト）だけでなく、その後の保守・管理コスト（ランニングコスト）まで考慮して、業者選定を行うことも検討すべきである。</p>	<p>容に応じて分離分割し、原則的に競争により契約を締結することとしている。</p> <p>ただし、契約の内容によっては機器・設備の導入と保守管理等が同一業者でなければ困難であることも考えられるが、その場合は、予算上の制約（予算の単年度主義，科目）から機器設備の導入に係る契約と保守管理に係る契約については別に行うこととしている。</p> <p>また、機器・設備の保守管理業務については導入後の使用状況や損耗状況に応じてその内容も適切に対応されるべきであるが、予め対象物件の耐用年数全体のコストを見積もることは、危険率を高めに見ることも予想され、その金額を含めて競っても必ずしも経費節減と適切な管理に通じるとはいきれない。</p> <p>（経営企画課）</p>
意 64	<p>3) 設計価格及び予定価格の積算方法について</p> <p>予定価格及び設計価格の妥当性を検証するためにヒアリングを実施し、設計書及び予定価格書を査閲した結果、以下の3つの問題点が発見された。</p> <p>① 設計価格積算時に長期間同一の参考見積を使用した事例がある。適時に情報を更新し、設計価格の見直しを行う必要がある。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>設計価格積算時に使用する参考見積については、今後適時に見積を徴収していくこととした。</p> <p>なお、ゴンドラ設備保守業務、大型映像装置保守業務については、請負業者から新たに参考見積を入手し積算することとした。</p> <p>（経営企画課・開催運営課）</p>
意 65	<p>② 他部署との情報共有や前年度に入手した積算内訳書を活用するなどの方法により、積算価格の妥当性について慎重に検討する必要がある。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>積算価格の検証については、今後、他部署との情報交換を行うなどにより、積算価格の妥当性の検証を図っていくこととした。</p>

		<p>なお、「福岡競艇場第1駐車場警備業務」の設計金額については、前年度の実績を踏まえて、平成17年度、平成18年度と見直しを図った。</p> <p>また、「公金取扱に関する業務」及び「競技棟他定期清掃業務」については、平成18年度の設計価格から見直しを行った。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p>
意 66	<p>③ 予定価格は、積算金額の価格帯ごとにあらかじめ決められた予定価格算出率を積算金額に乗じて算出されているが、その算出率には明確な根拠がない。過年度の【落札額÷積算金額】の割合を分析して予定価格算出率を決定する方法など合理的な基礎に基づき予定価格を設定することが必要である。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>予定価格の設定にあたっては、「積算資料」、「物価資料」など合理的な基礎資料に基づいた実勢単価や、過去の同種の契約実績等を勘案した上で、客観的に算出することとしており、現行の方法で合理性は確保できると考えている。</p> <p>(経営企画課)</p>
意 37	<p>3.5.8 1) 契約ファイルの保管状況について</p> <p>平成13年度の3件の契約に係る契約決裁ファイルを紛失していた。契約に関する公文書は5年間保存しなければならない。中央スタンドが完成し、事務所を移転させる際に、誤って廃棄したのではないかと説明を受けているが、今後は適正な保存に努める必要がある。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>契約決裁文書の保管については、規則に準拠し、適正な保存に努めるよう所属職員に口頭で周知を図った。</p> <p>(開催運営課)</p>
意 67	<p>3.5.9 1) 過去5年間の請負業者及び入札状況について</p> <p>過去5年間、請負者が同一である件数は17件であり、検証サンプル全体件数22件の77.3%となっている。検証を行った22件のうち、半数の11件は継続して5年間特命随意契約を行っている状況であった。5年間継続して</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>予定価格の公表は、契約に関する透明性の確保と職員に対する不正な働きかけの防止を目的として実施している。</p> <p>また、公表の適用範囲は、積算や適用単価の基準等が一般的に了知されており、公表を行っても発注者に不利益がな</p>

	<p>落札率が 95%以上である契約の件数も 14 件にのぼる。</p> <p>予定価格の公表対象外の業務では落札者以外の入札額が 100%を超えており、仮に予定価格を公表すれば異なる落札結果となることが推量される。</p> <p>指名業者の固定化に留意するとともに、より競争原理が働きやすいように、予定価格の公表を行う委託契約の対象業務を拡大させるなどの更なる取り組みが必要と考えられる。</p>	<p>いもの限定している。</p> <p>予定価格があくまで落札成立の上限額であることから、予定価格の公表と落札率に関しては直接因果関係があるとは言えず、対象範囲はあくまで発注者の不利益がないものに限定されるべきであり、措置は行わないこととした。</p> <p>(財政局)</p>
意 68	<p>3.5.10 委託料の監査手続きを実施する過程で、全般的な事項として検討が必要と考えられる意見事項が 3 件発見された。</p> <p>1) 契約単位について</p> <p>特命随意契約によりレースのシリーズごとに同一業者と委託契約を行っている事例があった。事務の簡素化のためには、出来る限りまとめて契約を行うことが望ましい。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10 通知)】</p> <p>「場外発売にかかる投票業務機械設備保守業務」については、事務の効率性や経費節減の観点から検討した結果、平成 18 年度より年間契約とした。</p> <p>(開催運営課)</p>
意 69	<p>2) 契約書の記載方法について</p> <p>一部の委託契約にかかる契約書について、秘密の保持 (守秘義務) に関する記載が入っていなかった。守秘義務については契約書上、記載しておいたほうがよい内容と思われる。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10 通知)】</p> <p>契約書における守秘義務に関する事項については、平成 18 年度より可能なものについては、記載しており、その他についても平成 19 年度より記載することとしている。</p> <p>(開催運営課)</p>
意 70	<p>3) 「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」について</p> <p>「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」第 4 項において、</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>出資団体との特命随意契約に係るチェックについては、以下の視点から不正の発生可能性と事務の効率性を勘案</p>

	<p>特命随意契約により委託を行う場合には、契約事務が適正に執行されているかチェックを行うことが定められている。しかし、同要綱第5条において、そのチェックを要しない委託に「福岡市が25%以上出資する出資団体で株式会社でないものとする委託契約」が含まれている。</p> <p>チェックリストには、代替可能な業者の有無、業務内容や設計積算方法の妥当性などの留意点が列挙されており、福岡市が25%以上出資する出資団体についてもチェックを行う必要性は同様であり、他と差別する理由があるとは考えられない。このような取扱は改善することが望ましい。</p>	<p>し、チェックリストによる確認は要しないものであると判断し、措置を行わないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資団体については、その設立目的から本市の事務事業と密接な関連を有するものであり、相手方の選定等において恣意性が働く恐れがないことから、一般の企業とは別の扱いをする合理性があること ・予算査定時において、当該出資団体を相手方とすることを前提に、相手方とするものの妥当性や、積算の方法・業務内容等について、厳格なチェックを行っていること <p>(財政局)</p>
指 38	<p>3.7. 人件費</p> <p>3.7.3 1) 時間外申請書の申請印もれについて</p> <p>常勤職員の時間外申請書について申請者本人の確認印がなく承認印のみが押印されているものが発見された。確認印の押印漏れという説明を受けたが、上席者による承認時に書類の整備状況についても正確に処理するよう指示する必要がある。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>時間外申請書の申請印については、上席者による承認の都度書類の正確な処理について職員に対し指示を行い、申請印もれがないよう徹底することとした。</p> <p>(経営企画課)</p>
意 71	<p>3.7. 人件費</p> <p>3.7.4 従事員の人件費が運営経費に占める割合が高く、今後経費節減を行う上で人員配置等件費総額の削減の余地があると考えられるが、この点に関しては、「第4包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見2.福岡競艇の今後の課題について2.4効率的</p>	<p>【措置済 H21.8.3通知】</p> <p>従事員の人件費に関する経費節減については、人員配置・賃金の見直し等組合と交渉を重ねた結果、人員配置については、従事員配置計画に基づいた業務体制の見直し等を行い、また賃金については、平成21年度から段階的に削減を行っていくこととした。</p>

	な運営体制の確立」を参照。	(開催運営課)
指 39	<p>3.8. 備品管理</p> <p>3.8.3 1) 処分済み備品の決裁漏れ</p> <p>台帳に記載があるものの現物の確認ができなかった。当該物品(5件)は処分済みであるが物品処理書が作成されていないため、台帳に記載されていたものである。本来、処分時には物品処理書によって、処分の決裁を受ける必要があるが、当該物品については、所定の手続きを経ずに備品現物の処分が行われていた。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>備品については、処分済みで物品処理書が作成されていなかった5件の物品処理書を作成した。</p> <p>今後は所定の手続きに従い、備品の処分を行うよう所属職員に対し口頭で周知した。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p>
指 40	<p>2) 備品シールの整備状況</p> <p>現物に貼付された備品シール番号が、出納簿と完全には一致していない状況が発見された。備品管理を適切に実施するために、備品出納簿において保管場所を明示するとともに備品シールを各備品現物に正確に添付した上で定期的な現物調査を実施する必要がある。</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>備品管理については、備品出納簿において保管場所を明示するとともに、備品シールを各備品現物に添付した上で定期的な現物調査を実施するよう所属職員に対し、口頭により周知を図った。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p>
意 72	<p>3.8.4 意見～備品管理の方法について</p> <p>1) 備品出納簿の整備</p> <p>備品の帳簿管理を有効に行うには、資産管理ナンバー、資産の種類又は名称、所在地、耐用年数等が網羅的に記載された台帳を整備することが必要である。現行システムの制約から、備品出納簿及び備品現在高一覧表にはその使用場所の情報が登録されていない。現物の保管状態を正確に把握し、備品を適切に管理するために、台帳の情報を整備する必</p>	<p>【措置済 (H19.10.10通知)】</p> <p>備品出納簿の整備については、物品受け入れ処理時に備品出納簿に保管場所を付記することにより、現物の保管状態を把握することとした。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p>

	<p>要がある。</p>	
<p>意 73</p>	<p>2) 備品の現物調査</p> <p>物品管理者である各課の課長は現物の適切な維持管理を行うほか、管理対象の物品を明確にするために備品台帳の記載を正確に行う必要がある。財産の適切な管理を行うためには、物品責任者と実質的な管理責任部署との連携の強化が必要であり、その手段として定期的な財産の現物調査が有効である。每期一定の時期に実地調査を行う必要がある。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>備品の現物調査については、平成18年度より、現場管理者と備品の総括部門担当で、定期的な財産の現物調査を実施することとした。</p> <p>（経営企画課・開催運営課）</p>
<p>意 74</p>	<p>3) 備品出納簿に登録されない備品の管理について</p> <p>備品出納簿に記載されていないが、現在保管されている資産として、下記のようなものが発見されている。</p> <p>ア) 工事と一括で取得した資産のため備品出納簿に登録されていないもので、内容は中央スタンド内の予想台など多数ある。その他、掃海用船舶が1艘ある。</p>	<p>【措置済 H21.8.3通知】</p> <p>平成20年度備品台帳新システム移行時に整理した。</p> <p>（経営企画課・開催運営課）</p>
<p>意 75</p>	<p>イ) 台帳から除却しているが、現物が保管されているものがある。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>工事で取得した掃海用船舶については、備品の現場管理を行うために作成している備品副台帳に記載し、管理することとした。</p> <p>また、歴代エンジンやプロペラについても、備品副台帳に記載し管理することとした。</p> <p>（経営企画課・開催運営課）</p>

テーマ2 福岡市土地開発公社が保有している土地の取得，保有，処分に関する事務の
 執行ならびにこれらに関する事業計画の執行と財務状況について

	監査の結果	措置の状況
意 76	<p>1.3.3 1) 造成工事の落札率と入札制度改革について</p> <p>福岡市は平成13年4月より入札制度の改革を実施しており，一定の成果が現れつつある。現状の入札制度改革を今後も継続的に進め，工事の品質を維持しつつ，競争性が機能する業者選定を行うことが望まれる。</p>	<p>【措置済(H20.6.30通知)】</p> <p>平成19年12月，工事についての一般競争入札の大幅な拡大や中間技術検査の導入など新たな入札制度改革を取りまとめ，平成20年1月から実施している。これにより，入札に係る競争性が大幅に向上し，また，工事品質の向上も同時に見込まれるものである。今後も，入札制度の改善を継続して実施する。</p>
意 77	<p>1.4.3 1) 実施設計業務の契約方法について</p> <p>造成工事について実施設計業務と監督業務を同一業者が受注している案件があるが，監督という業務の性質上牽制を働かせるために別業者が業務を行う方が合理的であると考えられる。ただし，仮に実施設計業務を行った業者以外の業者が受注した場合，工事に係る情報の引継及び協議期間が必要になること，また熟知した情報を持って監督業務を行うことによる業務の質の有効性を考えると，特命随意契約を行うことに一定の合理性は認められるものの，入札の公平性や入札機会の増加を図ることも重要であるため，特命随意契約を行うことは真にやむを得ない場合に限定する必要がある。</p>	<p>【措置済(H19.10.10通知)】</p> <p>実施設計業務及び監督業務については，競争入札を原則としており，今後も特命随意契約は真にやむを得ない場合に限っていく。</p>
指 41	<p>1.5.3 1) 再取得前土地のうち供用済み案件について</p> <p>平成16年11月時点で公社保有の3物件については，市が再取得することなく事業化し既に供用されていた。本</p>	<p>【措置済(H19.10.10通知)】</p> <p>再取得されず供用済みとなっている南部運動公園用地については，都市整備局において平成18年度中に全て再取得した。</p>

	<p>来，市が起債等の財源措置をして公社から買取るべき公共事業用地を，買取らずに事業に供するのは，市の適正な財政運営の観点から問題がある。また，供用済み土地を公社が継続して保有する結果，借入金利息が増加し，再取得金額が増大することになる。</p> <p>事業着手前に再取得することが原則である以上，都市整備局は早期に再取得を完了する必要がある。</p>	
指 42	<p>4 財務諸表について</p> <p>4.1.3 1) 固定資産の減価償却における残存価額の見直し</p> <p>固定資産の減価償却における残存価額については，公社の財務規則が準用している大蔵省令では10%と定められているが，実際の償却は5%まで実施されており，規則と実務が整合していない。</p> <p>財務内容の健全化という観点からは償却を進めることにも意義があるため，使用実態や処分時の費用等を勘案して適切な残存価額を定める必要がある。</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>固定資産の減価償却における残存価額については，財務内容の健全化の観点から5%まで行っており，実態に合わせ，公社において規程の整備を18年度中に行った。</p>
意 78	<p>4.1.4 1) 固定資産の減価償却の開始時期について</p> <p>公社の財務規則では固定資産の減価償却の開始時期を取得の翌年度からと定めているが，取得資産を使用開始した段階で資産の減価は始まるため，償却開始時期を取得月に変更することが望ましい。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>減価償却の開始時期については，法令等では，どちらでも可能であり，会計処理の容易さなどを考慮し，現行規則どおりとする。</p>
意 79	<p>2) 事業外収益に対応する固定資産税の計上区分について</p>	<p>【措置済（H19.10.10通知）】</p> <p>事業外収益に対応する固定資産税の計</p>

	<p>公有土地を再取得までの期間，駐車場等として賃貸する場合，収益を事業外収益として計上している。収益を伴う公有土地については固定資産税を納付する必要があるが，この支払固定資産税は販売費及び一般管理費として計上されている。</p> <p>収益の計上区分に対応して，固定資産税を事業外費用として計上することが望ましい。</p>	<p>上区分については，平成17年度予算から事業外費用として計上している。</p>
--	--	---

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

	意見	市の見解
1	<p>テーマ1-1 経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について</p> <p>1.2 経済振興局主管の補助金等の問題点 以下のような問題点が見受けられた。</p> <p>① 補助金交付要綱が個別に作成されていない例(2.2.3の3①、2.2.4の3)、6.2.2の3))、外郭団体への補助金は交付要綱が除外されている例(4.2.4の3)①)が見受けられた。一部については平成17年度に作成されているが、未だ十分なものとはなっていない。</p>	<p>・2.2.3 3) ①については、平成16年度中に補助金交付要綱を作成した。(経営支援課)</p> <p>・2.2.4 3)については、平成17年度に事業廃止したが、要綱作成周知の徹底を図った。(振興課)</p> <p>・6.2.2 3) ①のうち、平成17年度の監査時点で未作成であった観光サービス対策事業補助金については、平成17年度中に補助金交付要綱を作成した。(観光振興課)</p> <p>・4.2.4 3) ①については、平成19年度中に補助金交付要綱作成した。(科学技術振興課)</p> <p>【措置済(H20.6.30通知)】</p>
2	<p>② 補助等事業の効果測定がなされていない事業(2.2.2の4)、(2.2.5の4)①、④も多く見受けられる。全ての補助金等で何らかの形で効果を測定すべきである。</p>	<p>・2.2.2 4)については、平成18年度から事業の予定と実績を報告させ、有効性を検討していくこととした。(振興課・経営支援課)</p> <p>・2.2.5 4) ①については、販売額やその後の取引状況を的確に把握・分析し事業に反映させていくこととした。(振興課)</p> <p>・2.2.5 4) ④については、平成19年度末に第1期生が卒業予定であり、卒業後の進路を随時把握していくこととした。(振興課)</p> <p>【措置済(H19.10.10通知)】</p>

3	<p>③ 交付時に負担金、補助金の使途を明確にしていない例(2.2.5の3)①があるが、補助金の交付確定の際には、適切な審査及び調査を行う必要がある</p>	<p>・ 2. 2. 5 3) ①については、詳細な予算書提出と指導等を行い、写真の提出など活動内容が詳細にわかるような報告書の提出による審査を行うこととした。</p> <p>【措置済 (H19.10.10 通知)】</p>
4	<p>④ 補助金等交付団体の支出のなかに本来団体の自主財源で実施すべき事業が見受けられる。</p>	<p>・ 2. 2. 3 4) ①については、事業費支出を明確に区分するよう指導を行った。(経営支援課)</p> <p>【措置済 (H19.10.10 通知)】</p>
5	<p>⑤ 補助金等の金額に対してそれを上回る剰余金のある団体への負担金の例(2.2.5の4)①)や多額に剰余金を残す委員会への負担金の例(2.2.5の4)③)が見受けられた。より慎重な支出先及び支出額の決定を行うべきである。</p>	<p>・ 2. 2. 5 4) ①については、福岡市負担分(3,654,079 円)の返還を行うとともに予算の減額を行った。(振興課)</p> <p>・ 2. 2. 5 4) ③については、平成18年度から予算の減額を行った。(振興課)</p> <p>【措置済 (H19.10.10 通知)】</p>
6	<p>⑥ 補助金等の資金使途のうち施設の賃借料が重要な金額を占める例(4.2.6の3)①、5.2.1の3)③、6.2.3の3)②)が見受けられるが、もっと安い施設の使用が出来ないのか検討すべきである。</p>	<p>・ 5. 2. 1 3) ③については、より安価な福岡商工会議所ビルへ移転した。(国際経済課)【措置済 (H20.6.30 通知)】</p> <p>・ 6. 2. 3 3) ②については、情勢の変化や事業の優先度を勘案し、平成18年度末で事業廃止とした。(観光振興課)【措置済 (H20.6.30 通知)】</p> <p>・ 4. 2. 6 3) ①については、家主申出もあり、より安価な「TNC放送会館」へ移転した。(産業拠点推進課)</p>

7	<p>⑦ 補助金等支給先の団体のうち、その団体の規模に比し福岡市職員の派遣人数が多いのではないかと思われる先があった(5.2.3の3)①)。当該団体の人件費は多額であり、団体維持のための適正人員の検討も行うべきである。</p> <p>また補助金等支給額の大部分が市派遣職員の人件費である例(6.2.3の3)①)及び補助金が0Bの人件費補助であり嘱託員制度の規定によっているもの(2.2.4の4)①)もあった。</p>	<p>・ 5. 2. 3 3) ①については、福岡貿易会において、新設の部会や常任理事会で経費の削減や事業の活性化について検討しており、本市とも協議を重ねている。(国際経済課)【措置済(H20.6.30通知)】</p> <p>・ 6. 2. 3 3) ①については、適正な人員配置を行っている。今後も必要に応じ、見直し改善を進めていく。(集客企画課)【措置済(H20.6.30通知)】</p> <p>・ 2. 2. 4 4) ①については、本市が必要としたため人件費を負担していたもので、適正であったと考える。(振興課)</p>
8	<p>少額補助金については、当該補助等を受領するための審査料が多額にかかっている例(4.2.2の3)②)がある。費用対効果も考慮し、これに見合った審査とするような工夫が必要である。</p>	<p>・ 4. 2. 2 3) ②については、今後同様の事業を行う場合は、経費低減を検討することとした。(新産業課)</p> <p>【措置済(H19.10.10通知)】</p>
9	<p>長期に亘って、定額の補助金等が支出されている例(6.2.2の4)②)が見受けられる。毎年度の見直しを原則とすべきである。</p>	<p>・ 6. 2. 2 4)</p> <p>②については、平成17年度に交付要綱を整備し、対象基準と補助金算定基準を明確化した。(観光振興課)</p> <p>【措置済(H19.10.10通知)】</p>
10	<p>1.3 委員会に対する負担金の問題点</p> <p>負担金については、委員会等の交付先の規約をもって交付根拠とされている例が多いが、法令等によって福岡市の負担が明らかなものを除き、不相当である。特に委員会や協議会などの負担金は、福岡市が事務局となっているケースが多く、事業計画及び収支予算のチェックも比較</p>	<p>・ 2. 2. 5 4) ①については適切な確認を行い、福岡市負担分の繰越金を返還させたいえ、予算額の減額を行った。(観光振興課)</p> <p>・ 2. 2. 5 4) ②については、適切な確認を行い、平成18年度から減額した予算の範囲内での交付を行った。</p> <p>・ 2. 2. 5 4) ③については、適</p>

	<p>的緩やかで事業年度終了後の決算による交付額の変更がないものが見受けられる。(2.2.5の4)①,②,③、5.2.1の3)①、5.2.2の3)②)委員会等への負担金は実質的に補助金でありながら、補助金として実施されるべき厳格な支出手続きを免れているといわざるをえない。また、資金の出し手と受け手が実質的に同じであり、用途が明確でないものや、委員会等に多額の剰余金がプールされるなどの弊害が生じており、望ましくない。委員会等への負担金支出については、明確な規則、ガイドラインが必要と考える。</p>	<p>切な算定を行い、平成18年度は剰余金を考慮した予算措置を行った。(振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.2.1 3) ①については、平成17年度から適切な証憑に基づく確認を行うこととした。(国際経済課) ・5.2.2 3) については、事業目的への一定の役割を終えたと認識し、平成18年度で団体を解散した。(国際経済課) <p>【措置済 (H19.10.10 通知)】</p>
11	<p>② ロボスクエアの賃借は、ロボスクエア運営委員会名での10年間の定期建物賃貸借契約に基づいている。当該契約は中途解約不能であり、契約当事者の一方に破産等の申し立てがある場合等特定の要件が生じた場合にしか解除できない。解除する場合には賃料の2年分相当額を支払う必要がある。財政的裏付けのない委員会が10年間の長期契約を結ぶことは、福岡市の負担金支払いによる補助がその期間続くことを前提としていると考えられる。委員会の事務局は実質的に産業政策部新産業振興室であり、負担金の出し手でもある。</p> <p>実質面を重視し、本件の場合、債務負担行為として認識すべきであったのではないかと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6.2.3 3) ②については、情勢の変化や事業の優先度を勘案し、平成18年度末で事業廃止とした。(観光振興課)【措置済 (H20.6.30 通知)】 ・4.2.6 3) ①については、本市による保証も行っておらず、民間同士の契約で中途解約も可能なものであり、19年度には家主申出もあり移転した。(産業拠点推進課)
12	<p>2.1 委託業務に係る契約方法について</p> <p>地方自治体の契約方法は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約等によることができることとされているが、原則的方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2.2.4 4) ②については、情報プラザ、総合図書館等に成果物を設置し公開した。(振興課) ・4.2.1 3) ②と

	<p>は一般競争入札とされている。しかしながら、本包括外部監査の対象とした委託契約では一般競争入札が1件もなく、殆どが随意契約であり、かつ特命随意契約がその半数を占めている。委託業務契約の中には、以下のような問題があり、改善が必要である。</p> <p>① 委託業務のうち、報告書等一定の成果物を入手する調査業務等について、福岡市の内部でみ利用されている例(2.2.4の4)②、4.2.1の3)②、4.2.5の3)②)があった。調査業務等により得られた成果物については、より一層これを公開することを検討すべきである。</p>	<p>・ 4. 2. 5 3) ①については、市のHPに掲載し公開した。(課長(生活・雇用))(新産業課)</p> <p>【措置済(H19.10.10通知)】</p>
13	<p>2.2 委託業務に係る契約方法について</p> <p>② 委託契約のうち、保証金・保証人について、福岡市契約事務規則により、これらを免除している例((4.2.3の3)②、(4.2.6の3)②)があるが、少なくとも当該業務を遂行する財務基盤を当該委託先が有しているかどうかは検討すべきである。</p> <p>また、保証人が委託先の親密な取引先となっている例(5.2.4の4)②)もあったが、保証人が委託先の下請先であるなど業務の依存度が高い業者であると委託先が事業遂行できなくなった場合に連鎖的に保証人も同様の事態に陥る可能性が高いと推定されるので、当該委託先とは独立した第三者を保証人と</p>	<p>・ 4. 2. 3 3) ②</p> <p>・ 4. 2. 6 3) ②については、地方自治法施行令に基づき資格審査を行い名簿搭載している。この申請時には直近2カ年分の財務諸表等の書類審査を行っている。工事請負契約等においては、保証金を徴している。保証人の免除は、福岡市契約事務規則の規定に基づき行っている。(新産業課)</p> <p>・ 5. 2. 4 4) ②については、保証人の趣旨を説明し、必要に応じて保証人からも事情を聴取して、承認決裁を行っている。</p> <p>現在、具体的事例を蓄積し、慎重な審査体制を構築に向け措置継続中である。(企業誘致課)</p> <p>・ 5. 2. 4 4) ④については、</p>

	<p>すべきである。</p> <p>委託契約が延長されているにもかかわらずこれに係る保証契約が延長されていない例(5.2.4の4)④)があった。事務手続が煩雑となる可能性があるが、当該保証契約は委託契約と当然に一体であるので、手続を省略すべきではない。</p>	<p>様式等は既に運用されており、庁内イントラネットでも様式は掲載され広く周知されていた。(企業誘致課)【措置済(H20.6.30通知)】</p>
14	<p>③ 随意契約で複数の見積から委託業者を選定する場合、想定される設計金額が予め算定されている。しかしながら、当該設計金額見積りの参考資料が保管されておらず、その金額の妥当性を確認できない例(5.2.4の4)③)があった。</p> <p>また、特命随意契約の例では、委託を決定した業者からの参考見積金額に掛け目を乗じた金額が設計金額となっており、参考見積金額の妥当性自体が問題である例(4.2.1の3)①)もあった。</p>	<p>・4.2.1 3) ①については、複数社からの見積書入手など、適正な設計金額の算定に努めることとした。 (課長(生活・雇用))</p> <p>・5.2.4 4) ③については、参考資料が紛失することないよう適正な保管を行うこととした。 (国際事業課) 【措置済(H19.10.10通知)】</p>
15	<p>④ 他に実施できる業者が存在しないという特命随意の理由を満たさないもの(2.2.3の4)③、4.2.1の3)①)が見受けられる。特命での発注については慎重にすべきであり競争条件を実現するよう実施者側の努力が求められる。</p>	<p>・2.2.3 4) ③については、高齢者の雇用確保を図る目的等により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて特命随意契約を行っていたものである。</p> <p>シルバー人材センターとの契約に関しては、平成16年11月同施行令の改正で追加された同施行令同条同項第3号に基づき、平成19年度から特命随意契約手続きを行っている。(経営支援課)</p> <p>・4.2.1 3) ①については、コミュニティビジネスを支援する団体</p>

		<p>が新たに現れたことから、見積もり合わせを行った。(課長(生活・雇用))</p> <p>【措置済(H19.10.10通知)】</p>
16	<p>3.1 貸付金の与信審査について</p> <p>保証実行後3ヶ月以内での破綻案件も発生しているので、今後、国の信用補完制度の改定に合わせて民間金融機関にコストの一部を負担させる部分保証制度等の導入や、民間金融機関の信用情報や審査機能の有効活用により、代位弁済の低減に努めることが望まれる。</p>	<p>部分保証や民間金融機関の機能活用については、金融機関のコスト負担や審査機能の活用が図られるように、平成19年10月から国の信用補完制度が改定されており、これに伴って本市制度を改定している。</p> <p>(経営支援課)【措置済(H20.6.30通知)】</p>
17	<p>3.2 貸付金の預託制度について</p> <p>金融機関は、近年は一般的には資金余剰を来し預貸率の低下に苦しんでいる状況である。制度融資の政策目的を達成することは、預託制度がなくても可能と考えられるので、資金の有効活用の方策がないか検討すべきである。</p>	<p>預託制度の必要性については、制度融資取り扱い金融機関で再確認した。特にゼロ金利政策解除以降、金融機関の資金調達コストは上昇しており、低利・固定金利の制度融資実施のためには、今後とも預託制度の重要性が高まってくると考えられる。</p> <p>(経営支援課)</p>
18	<p>3.3 利用の少ない制度融資または福岡県と類似の制度融資の見直し</p> <p>利用の少ない制度融資や福岡県と類似の制度融資については、廃止も含めて、制度の見直しを行う必要があると考える。</p>	<p>地方公共団体が運営している制度融資は、信用保証協会の保証を前提とし、保証条件に対応した内容となっていることから、基本的な融資要件等は多くの点で類似している。本市制度と福岡県制度においても、類似点が多いことは例外でないが、本市制度は融資利率等で福岡県制度より利用しやすい点も多く、平成18年度末現在で、24,271件、約1,270億円もの利用がっており、本市中小企業者の金融円滑化を支援している。また、利</p>

		用の少ない資金についても、政策目的にそって必要性を検討しているものである。今後とも、利用しやすい制度となるよう、引き続き適切な見直しを行っていくが、福岡県制度と類似していること等を理由に、制度の廃止を含めた見直しを行うことは考えていない。（経営支援課）
19	<p>3.1 貸付金について</p> <p>保証料率の補助について</p> <p>制度資金によって保証料率の一定率を割引くのみではなく、国の制度改定に合わせて、中小企業者の経営状況などに応じて対応することが求められる。</p>	<p>保証料の補填については、平成18年4月から国の保証制度改正に対応して、一律の補填から中小企業者の経営状況に応じた補填に改正している。</p> <p>（経営支援課）</p> <p>【措置済（H19.10.10通知）】</p>
20	<p>テーマ1-2 財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について</p> <p>1 委託料について</p> <p>① 契約方法について</p> <p>各種機械設備の保守点検を製造したメーカー（直系）でないと保守しえない等の理由で特命随意契約が非常に多い。最近では機器のメーカーを問わずにビルなどの維持管理を総合的に請負う業者も多数あるので、入札又は数社との相見積りによる随意契約の可能性を検討する必要がある。</p>	<p>財団に対し、広く参入可能な事業者を調査するなど競争入札による契約の可能性を検討するよう指導した。</p> <p>また、特命随意契約を行う場合は、その理由を厳格に判断するなど、適切な事務執行を行うよう指導した。（誘致宣伝課）【措置済（H20.6.30通知）】</p>
21	<p>② 指名競争入札の実効性について</p> <p>指名競争入札が行われている業務では、予定価格よりもわずかに少ない金額帯に入札が集中し、前年度と同じ業者がわずかな金額の差で落札している例がある。入札において競争性が確保されているのか疑問があり、入札方法の改善を要すると考える。</p>	<p>財団においては、市の契約事務規則や要綱、単価を準用し、契約事務を行っており、競争性の確保に向けた市の取組についても可能な限り導入しているところである。</p> <p>「競争性の確保」については、今後とも、市の取組を参考として検討していくよう指導した。（誘致宣伝課）【措置済</p>

		(H20. 6. 30 通知)】
22	<p>③ 施設別の業者選定方法について</p> <p>同一業務であっても、施設ごとに異なった業者を選定して委託契約を行っているケースが多い。3つの施設を対象として委託した方が、規模の利益が働き経済的・効率的と思われるし、委託料の削減可能性もあるものと思われる。</p>	<p>国の中小企業者に関する契約の方針等を踏まえて、財団に対し以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から、適切な発注ロットを設定すること ・また、適切な発注ロットを設定した上で、価格面、数量面、工程面等からみて、業務を分離・分割して発注することが適切かどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること <p>(誘致宣伝課) 【措置済 (H20. 6. 30 通知)】</p>
23	<p>2 減価償却の方法について</p> <p>コンベンション施設は陳腐化の激しい生産設備とは性質が違うので、現状採用されている定率法よりも、定額法が費用収益対応の原則に合致し、より合理的であるといえる。また税務面からいっても、定額法を採用することが有利であると思われる。</p>	<p>財団に対し、減価償却計算を含む会計処理の方法について、合理性の観点から検討するよう指導した。なお、財団においては、減価償却費の計算について平成19年度から費用収益対応の原則から定額法に変更することとした。【措置済 (H19. 10. 10 通知)】</p>
24	<p>3 コンベンション施設の効果測定について</p> <p>福岡市は、コンベンション施設の維持のために毎年多額の資金負担を行っているため、コンベンション施設の必要性に関して、福岡市民にその効果を公表し説明する必要がある。</p>	<p>コンベンションについては、開催件数が多く、また、経済波及効果を算出するにあたっては、アンケート等を実施し、主催者や参加者の消費額など様々な情報を収集する必要がある。このため、全てのコンベンションから得られる経済波及効果を正確に算出することは困難である。しかしながら、国際会議や大規模国内会議を選定し、参加者を抽出してアンケートを行い、個別に経済波及効果を試算することについて、現在、検討してい</p>

		る。(誘致宣伝課)
25	<p>4 コンベンション施設の稼働率について</p> <p>国際会議場の稼働率の算定方法は、延べ利用室数に基づいている。国際会議場は多種の会議場・室があり、かつ使用時間に応じて課金するシステムである。現状の稼働率算定方法では、部屋の広さ・時間を考慮していないので、実態よりも高く表示される傾向にある。したがって、使用される部屋の広さ及び時間を加味したより正確な稼働率を公表すべきと考える。</p>	<p>コンベンション施設の稼働率については、日数稼働率<利用日延室数/利用可能日延室数>を採用している。</p> <p>なお、当該稼働率の算出方法は、他都市の施設でも採用されている一般的な算出方法である。(誘致宣伝課)</p>
26	<p>5 コンベンション施設の今後のあり方について</p> <p>① 土地、建物の所有関係</p> <p>3施設とも公の施設として全施設を対象とした指定管理者制度を導入し経済的で効率的な管理運営委託を実施すべきである。しかしながら、土地と建物の所有関係が建設時の経緯により3つの施設でそれぞれ異なった複雑なものとなっており、国際センターは公の施設とされていない。したがって中長期的には土地及び建物の所有関係を整理しておく必要があると考える。</p>	<p>福岡国際センターについては、公の施設ではないが、財団が、利用の公平性や利用しやすい料金など、公益性に十分に留意しながら、他の2つの公の施設と同様に管理運営を行っている。なお、同施設については、財団が自主事業として管理運営を行っており、本市から管理運営にかかる助成等を行っていない。こうしたことから、今後も引き続き、公益性に充分留意しながら、営業活動の強化を図るとともに、効率的な経営に努めるよう指導した。また、それぞれの土地の取得や施設の建設手法等については、当時の社会・経済状況の中で、資金調達や建設コストの縮減、所有関係を検討した上で、決定しているものである。(誘致宣伝課)</p>
27	<p>② 施設改修の資金負担</p> <p>現状では、通常の改修はコンベンションセンターが負担し、大規模な改修は福岡市が負担することになっている。しかし、現在の協定では、施設改修にあたっての資金負担について明確に規定されていないので、明確化する必要</p>	<p>マリンメッセ福岡については、本市が所有する施設であり、平成19年度に、長期修繕計画等を策定し、今後の本市が行う修繕等を明確にすることとしている。</p> <p>また、福岡国際会議場及び福岡国際センターについては、財団が所有する施設</p>

	がある。	であるため、今後、修繕計画の策定や修繕の負担区分等について、財団と協議を行っていく。（誘致宣伝課）
28	<p>③ コンベンションゾーンにあるサンパレスの取扱い</p> <p>サンパレスは市民局管轄で民間に管理委託しているが、同じコンベンションゾーンに存在する他の3施設と併せた4つの施設を統一的に管理運営することが効率的ではないかと考える。</p>	<p>福岡サンパレスについては、民間事業者に貸付けており、民間事業者が独自に経営を行っている。</p> <p>このため、マリンメッセ福岡等のコンベンション施設の管理運営形態と異なっている。</p> <p>なお、福岡サンパレスの持つ宿泊、宴会、ケータリングなどの機能は、コンベンションを開催する上で必要なものであることから、財団においては、民間事業者と広報、営業などで協力しているところである。（誘致宣伝課）</p>
29	<p>テーマ 1-3 福岡市営競艇事業特別会計の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について</p> <p>2.1 収入増加への取り組み</p> <p>広告媒体を利用した宣伝やサマータイムレースなど、様々な方面に渡り顧客開拓の努力をしている。</p> <p>新規顧客の獲得とともにその来場者をリピーターにするための方策も重要となってくるので種々のキャンペーンの実施などが考えられる。</p>	<p>初心者教室への参加者に対しては、指定席優待券をプレゼントし、再来場を促している。</p> <p>また、ファンクラブ会員に対しては、来場ポイント数により、記念品プレゼントを実施するとともに、指定席優待券をプレゼントし、来場促進を図っている。（経営企画課）</p> <p>【措置済（H19.10.10通知）】</p>
30	<p>2.2 収入チャネルの拡大</p> <p>福岡競艇場では、広告媒体収入を収入拡大方策のひとつとして位置づけ、場外・場内での広告設置のあり方をここ数年検討しているが、現在のところ実現に至っていない。宣伝看板の設置場所としての好立地を有効に活用し、事業外収入を増</p>	<p>競艇の売上以外の収益拡大を図るため、場内・場外宣伝看板の設置等を検討してきたが、施設の特異性や景気の状態等もあり、未だ実現に至っていない。</p> <p>今後も、引き続き競艇場の立地を生かした事業外収入の確保策を検討して</p>

	加させる方策を検討することが望ましい。	いく。(経営企画課)
31	<p>2.3 設備投資計画の必要性</p> <p>平成13年度の投票機システムのリース契約時には中長期的な設備投資計画は特に策定されていなかったため、結果として過大投資となってしまっている。</p> <p>単年度決算を前提とする官庁会計においては中長期計画の策定が困難な面はあるものの、事業を継続する以上、収益を得るためには将来計画を見据えた効果的な投資を行う必要がある。財政事情が厳しい折でもあり、優先順位の高い投資を着実に実行するために、予測可能な範囲で中期的な施設整備・改装計画を策定し、計画的に実施していく必要がある。</p>	<p>予測可能な範囲で中・長期的な施設整備を計画的に進めていくため、競艇事業の平成19年度から10年間の収支を明らかにした、『長期収支計画』の中で、施設整備の年次執行計画を立てている。</p> <p>この収支計画は19年5月に作成しているが、今後は、この収支計画にもとづき、計画的に施設整備を行っていく。(経営企画課)</p> <p>【措置済 (H19.10.10 通知)】</p>
32	<p>2.4 効率的な運営体制の確立</p> <p>人件費については、発売払戻機により機械化を推進し希望退職等の実施により従事員数の削減を図ってきている。発売窓口数を開催日によって弾力的に調整し発売人員数の効率化を図るなどの方策を検討することが望まれる。</p>	<p>従事員の削減は、効率的な運営を図るための適正窓数や職務内容の見直しを行いながら、継続していきたい。</p> <p>窓口数の調整は、場間場外発売日に実施しているが、開催日についても、合わせて機械化を検討していく。(開催運営課)</p>
33	<p>3 一般会計への繰出金の設定について</p> <p>発生主義に基づき退職給与引当金を認識する場合、平成16年度末で福岡競艇場に在籍する従事員に対する要支給額(仮に全員が退職した場合に支払うべき退職金の総額)は、概算で18億円と算定されている。これは、平成16年度の歳入歳出差引額(繰出金控除後)の15億円を超えている。施行者収益を一般会計に繰出し、</p>	<p>今後、確実に必要となる従事員の退職金や施設の改善工事費等に備えるため、19年度予算から計画的な積立を行うこととしている。</p> <p>一般会計への繰入額は、売上の状況やこの積立計画とも整合を図りながら、決定していく。(経営企画課)</p> <p>【措置済 (H19.10.10 通知)】</p>

	<p>財政への貢献をもたらすことが競艇事業の使命ではあるものの、現状では、既に発生していて将来負担が確実な資金も含めて収益として処理される結果となっている。</p> <p>一般会計への繰入額決定においては、事業に必要な資金を厳密に見極めた上で決定する方法を検討することが望ましい。</p>	
34	<p>テーマ2 福岡市土地開発公社が保有している土地の取得、保有、処分に関する事務の執行ならびにこれらに関する事業計画の執行と財務状況について</p> <p>事務費(手数料)の見直し</p> <p>公社は過年度に蓄積された利益の還元として平成17年度に10億円の寄付を市に行うこととしているが、今後も毎年多額の剰余が発生するような状況においては、事務費体系の変更を検討する必要があると考える。</p>	<p>厳しい財政状況の下、公共事業の減少ともあいまって、近年公社の事業量は大きく減少しており、これまでのような事業量や収益の確保は難しくなっていくと予想される。</p> <p>そのため、公社の今後の事業量の推移や公社の経営状況などを踏まえ、判断していく。</p>
35	<p>長期保有土地解消のために～市所有土地と公社所有地の一体管理について</p> <p>公社の長期保有土地については、先行取得依頼局だけの問題でなく、福岡市全体の問題としてとらえ、早期に再取得し、市の公有財産としての活用やその他の用途での活用を図るべきである。福岡市では未利用土地の管理方針として「福岡市財産活用プラン」を策定しているが、公社の長期保有土地も同様の視点から活用方法を検討し、市全体としての方策を立てるべきであると考えている。</p>	<p>公社の長期保有土地については、全市的な観点から売却を含め有効活用を進めているところであり、その一部については、市が再取得することとしたところである。</p>
36	<p>先行取得土地について計画が中止された場</p>	<p>元職員研修所・職員文化体育館用地</p>

	<p>合の対応</p> <p>職員研修所・職員文化体育館の移転計画は平成9年度に凍結され、当該土地の利用計画は白紙となった。本来であれば、当初の計画の見直しが始まった段階で他の利用先に転用するか売却するか速やかに決定し、処分を行うべきであった。7年間に亘り、土地の処分方針決定が遅れた結果、利息及び管理経費が増加している。また、再取得価格が増加しただけでなく、土地の評価額が下がり資金及び土地が7年間に亘り有効に活用できなかったという点での機会損失も生じている。</p> <p>再取得の推進をはかり、早期事業化あるいは外部売却による固定資金の解消を通じた財政健全化を図るための具体的な方策を検討することが望ましい。</p>	<p>については、現在、売却を含めその対応策の検討を進めているところである。また、一定期間内での事業化ができない長期保有土地の取扱いについては、外部への売却も含め、有効活用の方策を検討していくこととしている。</p>
37	<p>借入条件への入札導入</p> <p>公社における借り入れの利率条件について国事業では建設省の指導利率を、市事業では（長期プライムレート－0.4%）の利息とすることを協調融資団と協定書により定めている。今後は金利も上昇局面に転じる可能性もあることから、借入の一部について、5年期日一括返済という条件で金利入札を行う方法など、検討の余地がある。</p>	<p>資金調達コストの低減を図ることは、公社にとって重要な課題であるため、平成18年11月から金融機関との協議により短期借入の方策を導入し、利息の低減化を図っているが、更に今後も借入金のうち固定的に推移すると考えられる額の一部については、入札による資金調達ができるよう検討していく。また、市としては公社を含む関連団体の資金調達コストの軽減を図るため、本市で取り組んでいるシンジケートローンなど新たな資金調達手法の導入について検討しているところである。</p>
38	<p>余裕資金の活用方法の検討</p> <p>公社はこの5年間を通じて多額の現預金を保有しており、外郭団体改革実行計画においても、余資の運用方法の検討が</p>	<p>余裕資金の活用については、今後とも市全体としての財政健全化の観点から公社運転資金の必要額や事業収益の推移を勘案しながら検討していく。</p>

<p>課題とされていた。そのため、平成 15 年度には余資運用として福岡市債を購入している。一方で事業資金の借入をしながら余裕資金を大口定期預金や満期まで 10 年間資金を固定化する結果となる福岡市債での運用を実行している。この結果として借入利息が運用益を上回る分、市の再取得時の負担額が増加する。</p> <p>なお、平成 17 年度に福岡市への寄付（10 億円）を実施するため、寄付後の現預金残高は 7 億円余と余裕資金は残らない見込みであり、今後は余裕資金で借入金を返済することは難しい状況となっている。寄付の実施により福岡市財政へ寄与する点では一定の意味があるものの、反面で発生する借入金利息は公有土地再取得価格として、将来の事業費を増大させることに留意が必要である。財政健全化という観点からは、福岡市と公社を合算した福岡市全体で財政状況をとらえる時、外部（金融機関）に対する借入金を返済する場合と寄付により福岡市で事業資金として活用する場合とでは、前者は福岡市全体の債務削減をもたらす効果がある。</p>	
---	--